

平成25年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第5日）						
招集年月日	平成25年3月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成25年3月14日	9時30分	議長	末次利男	
	閉会	平成25年3月14日	15時17分	議長	末次利男	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	見陣 泰幸	出
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	12番	下平 力人	1番	田川 浩	2番	江口 孝二
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 岡 靖 則		(書記) 針 長 俊 英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画商工課長 財 政 課 長 町民福祉課長 健康増進課長	岩 島 正 昭 永 淵 孝 幸 松 尾 雅 晴 毎 原 哲 也 松 本 太 大 串 君 義 桑 原 達 彦 田 中 久 秋	環境水道課長 農林水産課長 税 務 課 長 建 設 課 長 会 計 管 理 者 学校教育課長 太良病院事務長 太良病院院長	土 井 秀 文 新 宮 善 一 郎 藤 木 修 川 崎 義 秋 高 田 由 夫 野 口 士 郎 井 田 光 寛 上 通 一 泰		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成25年3月14日（木）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第24号 平成25年度太良町一般会計予算について
日程第2 議案第25号 平成25年度太良町山林特別会計予算について
日程第3 議案第26号 平成25年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4 議案第27号 平成25年度太良町国民健康保険特別会計予算について
日程第5 議案第28号 平成25年度太良町漁業集落排水特別会計予算について
日程第6 議案第29号 平成25年度太良町簡易水道特別会計予算について
日程第7 議案第30号 平成25年度太良町水道事業会計予算について
日程第8 議案第31号 平成25年度町立太良病院事業会計予算について
日程第9 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 議案上程
町長提案 議案第32号
町長の提案理由の説明
- 追加日程第2 議案第32号 教育委員会委員の任命について
追加日程第3 発議第1号 太良町議会基本条例の制定について
追加日程第4 発議第2号 太良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第5 発議第3号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

午前9時30分 開議

○議長（末次利男君）

おはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表どおり進めます。

日程第1 議案第24号

○議長（末次利男君）

日程第1．議案第24号 平成25年度太良町一般会計予算についての議事を継続いたします。

3月13日、本会議第4日目に引き続き平成25年度太良町一般会計予算についてを審議いたします。

それでは、歳出の第10款、教育費143ページから歳出の最後の第14款、予備費170ページまでの質疑に入ります。

発言される場合は、予算書及び主要事業一覧表のページ番号を言ってから質疑を願います。
質疑の方ありませんか。

○8番（川下武則君）

主要事業の12ページのアシスタントティーチャーについてお伺いします。

このシステムですけど、このシステムによってどれぐらいの効果があっているのか。また、それを検証する部分がどういうふうな検証をなされているか、そこら辺をお尋ねします。

○教育長（松尾雅晴君）

お答えしたいと思います。

小学校における外国語活動ということで、平成23年度からだったとっておりますけれども、外国語活動というのが学習指導要領で提起をされまして、小学校における英語活動においては、英文を書いたり、単語を覚えたり、そういうのではなくて、より英語を親しみやすい身近なものというようなことにしなさいとうたっております。だから、ゲームをやってみたり、身近なそういう挨拶とか、自己紹介とか、そういうもので、それが即ほかの教科と同じような成績云々じゃなくて、そういう国際化という観点で英語をより身近なものにして、中学校での英語活動のハードルをできるだけ低くし、英語に興味を持つというようなことになっておりますものですから、評価云々というようなことについては求められてはおりません。これが対象が小学校の5年と6年でございます。その以外に時間を利用して他の学年にも時間数は非常に少ないかもわかりませんが、その小学校のアシスタントティーチャー、学校によって各学年に出させてるところもあるようです。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

私が思うに、学力の向上とかいろんなこういうことによって効果があらわれたら、今後ともずっと引き続きやりやすいとか、支援をしていくのにしていきやすいという思いがあるもんやけん、その効力が見えんやったり、効果が見えんやったりしたら、その支援をただ英語になじんでもらうためにするんであれば、昼休み時間でも英語の音楽を流したりするぐらいでもある程度親しみができるかなと思うんですけど、やっぱりこういう検証も幾らかでもしながら、また次につなげるというか、これが幾らかでもためになったというふうに言われるようなそういう息の長いものにしてもらいたいなという思いがあるもんやけんお尋ねしております。そこら辺、私は思うんですけど、どうでしょうか。

○教育長（松尾雅晴君）

お答えしたいと思います。

先ほど言いました平成23年度より新学習指導要領が全面実施をされたということで、第5学年、第6学年、年間35時間、これは必修としてやりなさいと。そして、その内容につきましては、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、次の事項に

ついて指導をする。小さい1、外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること。(2)積極的に外国語を聞いたり、話したりすること、3、言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さ。大きい2番として、日本と外国の言語や文化について体験的に理解を深めることができるようにというように、その中の小項目で、外国語の音声やリズムなどになれ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉のおもしろさや豊かさに気づかせる云々とあるわけですが、2番目、参考のために申し上げますと、日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気づくこと。3番目に、異なる文化を持つ人々との交流を体験し、文化等に対する理解を深めることというように、これは国のほうから学習指導でやりなさいというように決められておるものですから、各全国の小学校5年、6年は105時間ですか、週に1時間ということになりますけれども、その外国語のその授業というよりも、遊びを通して英語になれ親しむというように文科省は言っているわけでございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

今のとに関連して、国がそう決めとるけんそうするというように、あなたは、教育長はまだ実際学校を退職されてから時間がないわけですね。そして、教育長になられておられるということですから、教育長になる前の校長時代、校長時代に例えば、どこにおられたか知りませんが、中学校で、その子らのコミュニケーションのできるような状況ができたのか。例えば、少しでも挨拶あたりでも、生徒たちがそういう英語なら英語、親しんで朝の挨拶ぐらいはできるようになったのか。そしてまた、例えばそういう交流とかなんとか言われるとならば、海外の学校との提携でもしながら、そういう人たちを呼んだりして、遊びでもコミュニケーションでもできるような状況をつくらんことには、ただ単にちょこっと時間だけ勉強しても何の、効果はゼロじゃないと思いますけれども、幾らかでもそういう提携をして話し合う場所ですか、年に一遍ぐらいはどこからでもよかじゃないですか、アメリカでもよかし、韓国でもよかし、そういう人とコミュニケーションを図りながら、英会話の勉強ぐらいはできるような状況を、まだまだ全く我々が感じとるのはそういう実感がなかわけですね。そういうところを例えば学校、大浦小・中でも、小学校でも中学校でもいいですけども、そういう話す場所でも見せていただければ、少しはましになったかなと思うわけですね。ぜひそんぐらいは、新教育長になったんですから見せていただきたいと思っておりますけれども、教育長どうですか。

○教育長（松尾雅晴君）

努力をしていきたいと思っております。前々、外国人の生の声を聞かせようということで、太良のほうにもアメリカ人かを中学校のほうに置いて、小学校のほうにも出て、そういう接する機会といいますか、全国そういう形であってございましたけれども、いろいろ外国から英語担

当として来られる方々の果たしていいんだろうかというクエスチョンが出てきて、それよりも少し日本人のほうの英語の堪能な方がいいんじゃないだろうかというようなことで、アメリカ人じゃないですけど、英語を話される外国人の方からだんだんだんだん各市町村において現在の状況になってきたという経緯がありますけれども、先ほどお話がありましたように、やはりそういう機会が捉えられるよう努力していきたいというふうに思っております。

○11番（坂口久信君）

そういうふうで、外国から来られてアシスタントティーチャーか、そういう外国人の先生を呼んだりなんかしながら、実際何年か来て、今回は今教育長が言われるように、地元がよかろうというようなことで、英語を話される人がよかろうということで今回雇われたですね、雇われるわけですけど、そんならそういう英語の堪能な人と例えば子供たちとの会話、日常ちょっとした会話でもいいです、遊びでもいいですけども、そういう場所をやっぱり議会に見せたりとか、一般の人たちに、町民の皆さんに例えばそういう会話をしたり、遊んだりして、場所を、ほいで少しは英語力も上がったとかなど。もう何年もしよつとですから、はっきり言って。何年もして、そして生徒たちも例えば小学校5、6年、中学校までできれば相当、例えば5年間という長い期間今までやってきたわけで、その効果が果たしてあるのかどうか、その辺はやっぱり現に新教育長になってそのぐらいは議員の皆さんにも見せてもらえば、やはり学力向上したと、今後は海外との若い人たちが子供たちが海外とも話ができるような状況が少しずつでもできてきたというようなことをしていただければ、皆さん喜んで、そりゃもう今後は世界に羽ばたかんばいかん時代ですから、そういうのを新教育長の時代にぜひ我々に見せていただきたいと思います。我々任期もあと2年ぐらしかありませんので、その2年間の間に、努力しますじゃなくして、努力は誰でんしわゆつとです、おいどんも努力しよっちゃけん、英語ば勉強しようと思うて。だけど、朝の挨拶ぐらいしかでけんような状況ですよ。子供たちは能力は早いわけですから、回転も早いし、それ以上のことをやっぱりできると思いますので、ぜひ見せてください。答弁は努力しますじゃなかですよ。よろしく。

○教育長（松尾雅晴君）

非常にお話しされることよくわかります。私ずっと中学校なもんですから、小学校のそういう外国語活動がどういう状況にあるかというのは生で見たことがないわけですけども、先ほど議員さんのお話のように、努力しますはいけませんですか。極力そちらの方向で頑張ってみたいというふうに思っております。

○11番（坂口久信君）

それは、教育長の意思なんですね。教育長がぎゃんやろうって言えば、その2年間の間でもそのぐらいの場所提供とかそういう話のあれはできるわけですね。やるかやらんかで何もなかと。教育長が指導力を持って、じゃあ議会からこういう話も出よるけんが、各学校の校

長を含めて、やると決めたくんが2年間の内にやりますよと。それが、上手か下手かの問題じゃなかですよ。ああたちは結果ばじき求めるけんが。しゃべえん人間もおってよかじゃなかですか。ああいうのをグッドモーニングから、グッドモーニングぐらいは言われるごとしとったら、そんぐらいは意思是やっぱり持っていたきたいと。今後ずっとティーチャーしていくわけですよ。その結果、何もなくて何も見せんで、ただやりますやりますやりますではどうにもならんじゃなかですか。ぜひ決意をまだ何年されるかわかりませんが、我々の任期中ぐらいは、そんぐらいの場所を見せますと、ぜひ見に来てくださいというような格好で言ってください。

○教育長（松尾雅晴君）

確かに町の税を使っているわけですので、町民の方に期待に沿うというのが建前ですので、そういう方向でやっていきます。

○7番（牟田則雄君）

内容の濃い話の後で、ちょっと話がしにくいんですが、予算書の155ページの建設、運動場、武道場の建設費、単純な母屋建設の坪単価、もし平米単価がよければ平米単価でもいいんですが、よく坪幾らぐらいかかるとるかいという話ばかり町民の方から聞かれますので、機材とか機具、そういうものは除いた単純な母屋の基本的な建設費の坪単価は大体どのぐらいいなってますか。

○建設課長（川崎義秋君）

済みません、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきます。

○7番（牟田則雄君）

ちょっと我々も総額のあれを見て自分で計算すればよかったとばってん、この予算書の中では25年度とか24年度とかに分かれてこれが出てくるものですから、総額の中で坪単価が幾らぐらいかかるとるかいということが一番町民から聞かれることが多ございますので、後で昼休みかなんかのあれでもし資料がそろったらぜひお教え願います。よろしく願います。

○9番（見陣泰幸君）

主要事業の12ページの連番71のところ、学校施設整備改修事業のところ、太良と大浦合わせて6つぐらいありますけど、一番下の大浦小学校の門扉のことなんですけど、これは新校舎を建てるとき一緒にできなかったものか、今別々にやっぱりしなきゃいけないのか、そこら辺を。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

大浦小学校校門門扉については、ことしになりまして特別支援で情緒的な子供さんとか、そういった子供さんの入学という形になりまして、急遽町長査定において安全を確保するた

め、飛び出しとか子供たちが行動が予測できないような行動をする子供さんというようなことも、そういった情報がありまして、急遽そういったことで門扉を安全対策ということで設置をさせていただいた状況でございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

今、答弁もらいましたけど、そういう生徒さんがいるからということ、もともと特別支援学級とかあると思うんですよね。わざわざ今ということじゃなくて、もともとわかってたことだと思うんですよ。特別支援学級というのを特別にしてあるんですから。ですから、今々わかったことじゃないので、もともとわかってることだと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○教育長（松尾雅晴君）

学校の場合、小学1年生に上がる前の子供さんを適正就学委員会という医者を交えた会議で、この生徒さんは支援学級がいいのか、普通学級でいいのか、そういう判定をしてもらうわけなんです。そういう専門家の入ったところの適正指導委員会を通らないと、そういう本当にこの子供についてはどのような正確な情報というのは委員会のほうには入らないもんですから、その子供さんが今度25年度の4月に入学されるその前にそういう判定会議があるもんですから、校舎建築のときにはそういうことが委員会としてはわかっていないというような状況でございます。

○9番（見陣泰幸君）

いや、特別支援学級というとはもともと何年か前からあるんですよね。

○議長（末次利男君）

教育長。

○9番（見陣泰幸君）

3回目ですから、最後まで言わせてください。もともとあることですので、わかってるはずだと思うんですよ。ですから、今々わかったことじゃないとは思いますが。そしてもう一つ、先のことになるんですけど、今度中学校の校門をつくる予定になってるでしょ。そこもやっぱり最初から門扉が必要とか、そこら辺は確実に把握して、一緒にしたほうが無駄がなくっていいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺も何とか考えていただくようお願いいたします。

○教育長（松尾雅晴君）

お答えしたいと思います。

今、問題になっている門扉のほうですね、大浦小学校のほうでございます。そして、入ってこられる子供さんは新入生なんです。今現在、大浦小学校の支援学級におられる子供さんじゃないものから、そちらのほうについてはその中できちっと適正委員会で判定が下

るわけですが、新しく入学される子供さんについては、その直前のそういう判定会議が必要なものですから、正式にはそのときにわかって、この子供さんについては非常にそういう多動性が、あちこちに歩き回るといようなことで危険防止といような形をとらせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

いや、特別支援学級は今まで大浦小学校にはなかったとですか。（「あります」と呼ぶ者あり）だからですよ。だから、今まであったのであれば、そういう予測も立っていたんじゃないんですかって。ですから、新校舎を建てるときに一緒に対応できるんじゃないんですかといことを言ってるんですよ。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

適正就学指導委員会の際に、大浦小学校に今度入学される子供さん、確かに見陣議員おっしゃるとおり、そういう特別支援学級がございました。今回の判定の中で、幼稚園の先生とかの意見で多動性でいっちょん落ちつかんでうろうろする、飛び出したりするといようなことの審査委員会の中でそういった報告がありましたので、安全対策といことで、今までその特別支援学級はございましたけど、今回そういった児童に対するそれまではそういったことはなかったんですけど、今回の入学される子供さんの適性に合わせて設置をさせていただいたといような状況でございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

13ページのこの太良町屋内運動場、武道場ですか、これに関連して、こい、もう着工してなごうせじできると思いますけれども、この後我々建設委員会あたりも町長とお話ししましたように、校門の設置とか周り周辺の整備についてですけれども、どのように考えておられるのか、まず答弁をお願いします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

12月完成予定であります多良中学校の体育館、武道場を今整備をさせていただいているわけですが、それに伴いまして、前回所賀議員さんからそういった関連の質問をいただいたと思います。これにつきましては、将来的なそのグラウンドの整備、プールの問題、この辺テーマ、課題としていただいております。この辺は今後上司とまた詰める、どの時期にどういった方向でいくかといことで、早目に手をつければまた改修をせんばいかんとかいことも出てきますので、検討委員会とかでもそういったテーマとしてその改修整備については慎重に対応していきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

それは、慎重に対応するという事は、町長含めあなたたちと話し合いをしたときにそういう答弁ももろとるわけですね。だけん、それはそれとして、この体育館、武道場が早々にきれいにできるわけですね。そやけん、ある程度の、せっかくきれいかのできた、前に行きや全く調子の悪かよって、格好悪かじゃなかけど、道路にせろ、例えば校門にせろですね。そやけん、それ合わせて1つぐらいは、校門ぐらいは体育館が完成すると同時に、きれいな校門ぐらいはつくっていただきたかなと思うんですけども、あなたに聞くよか町長に聞いたほうがよかごとあるけんが、町長答弁をお願いします。

○町長（岩島正昭君）

まずは、議員おっしゃるとおりに、いろいろ全体的な計画は前申し上げたとおりでございますけど、現に今体育館を着工しておりますけど、とりあえず裏のほうの片山線の道路拡張、これをまず早急に完成と同時にやれということで今指示をしております。段取りといたしましては、あとは中学校のプールが老朽化して云々、塗装の云々とあつですけども、そういうふうな経過がございますから、仮に応急的にやれという指示をして、とりあえず次は段取りとしましてはプールの解体、撤去ですね。解体する以上はこれをどこに持っていくかというふうな問題もありますから、そこら辺も学校等々と……等々で交渉せないかんと、その後に整備として残っておりますのは、多良小学校のグラウンド排水対策ですね。これが一番大雨の時点では排水がいかなくて、前の山下文房具店のほうでも床上浸水、床下浸水等々あっておりますから、そういうふうな段取りを段階的に進めていきたいと思っております。とりあえず、道路をして、あとはプールをどうするか、取り壊した後どうするかと、その問題が惹起しますから、ある程度それが解決すれば、プールを解体して校門に移りたいというふうに思っております。まず、校門の、皆さんたちとお話ししましたとおり、どうして校門を真ん中に持っていくかというふうなこと、プールを解体するかということは、山下文房具店の横が町道が学校側に塀が2メートル50か3メートルぐらいあるんですよ。あそこが雨等々で、PTAの方が学校に登下校でお送りになったときに混雑して、これで事故がよくなかなというふうなことを思ったものですから、若干学校のほうに広げて、車が離合するぐらいは広げてやらないかんだらうと。そこに、校門もつくりたいというふうに思っておりますが、早急にこれは進めていきたいというふうに思っています。

○11番（坂口久信君）

今回、わざわざ議会の中で町長に答弁していただいたということは、その方向性をやはり将来描いていることをやっぱり町民の皆様にはわかっていただくような思いですね、町長が議会の中で答弁することによって、やはり太良地区の皆さん、学校関係、地域の人ももしかりですけども、将来的にはこういうふうになるというような町長の決意ですので、それを

わかっていただくために質問をしているわけですので、ぜひ体育館あたりが完成して、次の目標に向かってぜひ一歩ずつ前進していただきたいと思います。よろしく。答弁要りません。

○1番（田川 浩君）

予算書の162ページ、図書館費の中の委託料で、機器等保守委託料ということで53万9,000円上がっています。前年は19万4,000円だったと思うんですが、これはどうして上がっているのか、これ説明をお願いします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

機器保守委託料の53万9,000円についてですけど、申しわけございません。今、手持ちで資料ありませんので、後だって回答させていただきたいと思います。

○1番（田川 浩君）

じゃあ、後だってよろしくをお願いします。

図書館につきましては、私も去年の一般質問させてもらいましたけど、現状課長もいろんなことを兼務する中で、理想でいえば、司書の資格を持った職員さんがいて、いろいろ企画を立てて、町民にとって使い勝手のいい図書館にしていくというのが理想なんでしょうけど、そういう現状でもありませんので、今の体制で何とか町民の使い勝手のいい図書館にしてくださいとお願いをしていたと思います。1年がたちましたので、この1年間課長なりにどういった新しいこと取り組まれてきたのかというのをちょっとここで聞かせてもらえますでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

図書館の利用につきましては、大橋記念図書館、大浦図書館ございまして、町民の方たちが利用しやすいようにということで書籍あたりも整備をさせていただいて、DVDあたりも前年度整備をさせていただいて、利用しやすいようにということで、職員ともミーティングをしながら、もっとこの辺の表示はこうしたらいいんじゃないかとか、館内のお知らせあたりもですね。それと、ボランティア組織でありますお話会の方々の協力あたりをいただいて、前回田川議員さんから質問をいただいたときに、お話会あたりも大浦でできないかとかという質問がありまして、24年度につきましては2回大浦のほうで実施をさせていただいております。図書館につきましては、今後も町民に対するいろんな憩いの場とか、安らぎの場とか、ほかの課の事業あたりともタイアップしながら、子供さんたちに本を読みやすい環境を移動図書館あたりも含めながら対応していきたいと。25年度も、大浦地区でのお話会も2回24年度実施しましたが、今後その参加者が1回目が10人ぐらいだったと、2回目が20ちょっと切るぐらいだったかなと思っております。そういったことで、あと広報の仕方とかその辺も含めて検討していきたい、対応していきたいと思っております。

以上です。

○1番（田川 浩君）

いろいろ課長のほうもいろんな兼務されてますので大変かと思いますが、できる限りで最大限の努力をされて、図書館の運営の活気のある図書館の運営に当たってもらいたいと思います。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

主要事業一覧表の13ページの中で、連番74の学校施設整備改修事業多良中学校プール循環ろ過装置の改修工事に920万円ほどの予算を計上してありますが、この具体的な改修内容をお聞かせ願いたいと思います。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

プールのろ過器、一言でいえばろ過器の改修、取りかえということになりますけど、ろ過器自体が23年経過しておりまして、腐食、老朽化でいつとまってもおかしくないというような状況でございます。したがって、先ほどの多良中学校体育館の整備の中で出ましたけど、小学校の体育館、プールの取り壊しの問題とか、今後のことを踏まえて、中学校でも小学生の高学年とか中学校のプールで体験したりとか、経験をしていただいたりとかしながら、そういった使える部分、小学校の高学年は、向こうの中学校のプールが使えるとかといういろんなテストケースを今年度ちょっと、25年度させていただくために、こういったろ過器が故障したらその辺の対応が不十分になってきますので、23年経過したろ過器の今回改修ということでございます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

今、課長が言われましたが、先ほどの町長の答弁の中にも小学校プールの解体という言葉がありましたのでその辺を踏まえて質問をしたわけですけど、指導要綱の中で、泳ぐ、水になれるというふうな低学年の指導要綱もあります。だんだん少子化になっていくわけですから、このろ過器をするのであれば、プールの併用、小学校のプールを解体するならじゃあどこにしようかというのも一つの検討事項であるという言葉がありましたから、この辺も踏まえて、今の中学校のプールを小学校まで使える、授業単位でどうなるかわかりませんが、使えるように、併用できるように考えて努力していただきたいと思いますが、いかがですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今後の整備計画の中で、町長の答弁にもありましたように、多良小学校のグラウンドの改修に伴えば、おのずと老朽化した小学校のプールの解体というよう

な、門扉も含めて出てくると思います。したがって、現在学校長あたりとも協議をしながら、多良小学校の校長と中学校のプールを利用させていただいてどの学年まで対応できるのか、それを25年度中で体育の授業、水泳の授業の中である程度把握をさせていただいて、どうしても例えば1年生、2年生は無理だとかというのであれば、応急的に温水プールであれば、バスの送迎あたりもうちのほうで協力するような形をとって、どの学年までが大体できるのか、その辺を一定の把握をしていきたいなと思っております。プール自体、温水プールになれば夏場に限らずできますので、その辺は学校の授業のカリキュラムの問題とか、検討を1年かけてさせていただいて、今後の整備につなげていきたいと思っております。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

以前、小学校の教頭先生と話したときに、どうしても小学校のプールは欲しいということをおっしゃっていただきました。ただ、全国的に見ても必ずプールがなくてはならないということもありませんので、ましてや大浦中学校あたりは体育館ができるときに当然使っていかなかったわけですが、現在ないわけですね。ある意味節約してるなという感じはいたしますので、低学年も、多良中学校のプールの場合ですけど、低学年の場合でも使えるような小プールとございますか、浅いとございますか、そういったところも踏まえてこの際やってみればというふうに思うわけですね、920万円、ろ過装置確かにかかりますけど、小学生低学年も使えるような構想で、これとあわせて同時進行でやってみたらどうかというふうに思うわけですが、どうですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

ろ過器の設置にあわせて増設というようなことでしょうか。今回は、ろ過器のその工事をお願いしているところですが、議員おっしゃるように、学校の先生方とも私どもも十分話をしております。その中で、やはり近いところがいいと、近場にあったほうが目も届くし、いろんな気配りもできるということでございますので、その辺の例えば浅目のプールが必要であるということであれば、あそこに中学校のプールの横に増設するような形をとるのか、とれる場所の問題とか、どれぐらいのスペースがまた必要になるのか、これは今後の検討課題ということで対応させていただきたいと思っております。

○3番（所賀 廣君）

今後の検討課題と言われましたけど、もしこれが前向きになって、じゃあ小プールをどこかに増設しようってなったときは、多分今度かえるろ過装置、容量、能力がどれぐらいのものかわかりませんが、小プールをつくった、じゃあこの今のろ過器ではろ過能力がないというふうな現象も考えられないわけじゃないと思うわけですね。その辺も踏まえて、もし小プールをつくるようになったときに、じゃあまたろ過器をもうワンランク上のろ過装置にかえ

んばいかんというふうな現象がないように、その辺を踏まえてこのろ過装置の取りかえというのを検討していただきたいというふうに思います。でないと、あれこの間かえたところにまたやということにならないように、そこも十分考えてこの取りかえをやっていただきたいと思います。答弁はいいです。

○1番（田川 浩君）

予算書の143ページ、事務局費の中で指導主事報酬というので上がってますけど、ちょっと済みませんが、まだちょっといろいろな知識がないもので、この指導主事という方についてちょっとお聞きしたいんですが、まず指導主事の方がどういうことをやるのかということ、学校における教育課程学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事することと法律のほうでは決めておりますけど、具体的に本町の指導主事の方がどういったことをやっておられるのかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

指導主事につきましては、田川議員今おっしゃられた内容が大まかな業務でございます。太良町の教育委員会の事務局規則の第6条に、事務局に指導主事及び社会教育主事を置くということになっております。したがって、学校における指導主事については教育課程学習指導、その他学校教育にかかわる専門的事項の指導に関することと、でこれをもうちょっと具体的に言いますと、学校長、教頭とか、教務とか、全国の教育的ないろんな流れのそういった確認、徹底とか、そういったことを行うことと、これは教育事務所が再編されて、今武雄のほうになったりしてるわけですけど、教育事務所との調整、連絡、県の教育委員会との、教育委員会のほうでそういった県と事務所とか、学校との間に入って、そういった連携をとってもらおうと。もう一つ申し上げますと、今、全国的にいじめとか体罰とかこういった調査が国、県から来るわけですけど、こういった学校に対しても指導主事のほうからアンケートの調査、依頼、集約をしてまた国、県とかに報告をする。もう一つ申し上げますと、土曜学習会あたりでも出ていただいて、講師に対する指導、助言とか、それと日本語暗唱大会とかを行っているわけですけど、そういった面の企画、そして学校との連携、調整あたりをさせていただいているところでございます。

以上です。

○1番（田川 浩君）

ありがとうございます。

内容はわかりました。ところで、今いらっしゃる指導主事さんですけど、この指導主事の採用といいますか、そういった任命といいますか、そういったところの任期とか、あと採用、どうやって採用されるのかという面、それと今の指導主事さんの経歴といいますか、そういったものを教えていただければありがたいんですけど、よろしくお願いします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

指導主事の先生の経歴につきましては、詳しくは今ここに持ってきておりませんが、多良小学校で平成8年、9年の2カ年、教頭として御苦勞をいただいております。鹿島の小学校を最後に、校長として終わられているような状況でございます。採用につきましては、これについては、教育長のほうと連携する業務がふえてきますので、教育長のほうがそういった人事のほうに携わられておりますので、詳しくは私のほうでもなかなかちょっとコメント、内容についてはちょっとできづらいところがございます。教育長のそういった方向で今の指導主事さんに雇用したという経緯でございます。（「任期は」と呼ぶ者あり）

任期につきましては、継続、基本は1年になっておりますけど、継続ができるということで、最長何年とかもうたってございません。

以上です。

○1番（田川 浩君）

ということは、今の指導主事さんは教育長がかわられたからかわられたということですかね。違いますか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

今の指導主事につきましては、一昨年10月からの勤務でございます。今、教育長がかわったからと、前教育長のときからの指導主事でございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

予算書の150ページ、教育振興費の中に、報償費で、スクールカウンセラー謝金とありますが、この事業、仕事の内容と、多良小学校、大浦小学校、両方おられるのか、どちらかに片方におられるのか、まずそこをお願いします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

スクールカウンセラーにつきましては、これは長崎県のほうからそういう資格を持っていらっしゃる方にお見えをいただいております。多良小学校、大浦小学校が要望するような日にち、大体予定をお配りしてありますので、その調整において、多良小学校、大浦小学校においでいただくというようなことでございます。

以上です。

内容につきましては、学校での不登校とか、いじめ問題とかいろいろありますけど、そういった基本的な初期の対応をどうしたらいいかというアドバイス、またこれに含めて今教職員もいろんな鬱とか病気になったりしておりますので、教職員の悩み相談も受けているとい

うような状況でございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

昨年からしたら半分ほどに予算がちょっと減っているんですけど、この理由としてはやっぱりそこら辺の整備がうまくできて、前年ほど出勤もしていただかなくていいほど、そういう相談とか悩み、不登校、いじめはかなり減ったのかなという思いですけど、そこら辺はどうですか。この予算が減った理由としては。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

スクールカウンセラーについては、中学校については国、県が実施をするということで、中学校の部分がもう県が全て対応するというようになっております。したがって、中学校、小学校を行っていた分が、小学校の分だけ町のほうで対応するというところでございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

もともと中学校まで一緒にしていたということで、半分でよかったということですね。そうですね。そしたら、特に内容がよく整備できたとか、そういう問題ではないということですね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

まあ、学校のほうからいろんな月ごとの報告というのを教育委員会のほうに上げていただきますので、特段町内での大きなトラブル等はあっておりませんので、それで安心するようなことはございませんけど、一応スクールカウンセラーの配置ということは小学校のほうは教育委員会が責任を持って、中学校については今後国、県のほうが責任を持って行うということで対応していきたいと、今おっしゃるとおりでございます。

○11番（坂口久信君）

151ページとか153ページ、各事務機器のリースとか、パソコンのリースとか、何か所か上がっておりますけれども、151ページですね、そして153、そして……。ここにリース料が何か所か上がっておりますけれども、この学校全体の例えば各小学校、中学校、リース料等があると思いますけれども、その全体的なものはどのぐらいリース料が毎年上がってきているのか、まずそこを聞いてから先に進めましょう。今、まずここに上がっているリース料について、まず説明を求めます。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

小学校のパソコンのリース料と中学校のパソコンのリース料、これが債務負担ということ

で、5カ年のちょうど切りかえのときに来ておりまして、平成19年以前のパソコンを更新するというようなことで、金額につきましては、小学校のリース料が25年度で223万200円、中学校についてが889万200円ということで、5カ年の継続で、長期のリース契約を結んだところでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

事務機器リース料。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

事務機器リース料につきましては、多良中学校インターネット使用料、大浦中学校も一緒です。そして、事務のコピー機のリース、そして車両借り上げ、これは中体連と文化祭とかの車両借り上げ……。リース料が172万円については先ほど申し上げたインターネット使用料、コピーの事務機器のリース料でございます。

○11番（坂口久信君）

今回、5年間のリースの契約で予算に上がっているというような状況ですけれども、このリース料の選定はどのようになされておるのか。継続でどんどん、まあ機種が一緒やけん同じ契約なのか、いろんな例えば入札でされておられるのか。大体、私の考えでは、例えば5年間、次例えば新規に組む場合でも、単価的には業者と話し合えば相当安くなるというような考えを持っておりますけれども、その辺についてはどういう考えでこういうリース料の計上をなされたのか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

機器リースについては、パソコン等について年間で先ほど申し上げたような額が出るわけですけど、いろんな形で検討しましたけど、継続の業者で単価的に安くしていただくということで、申しわけございません、ちょっとこの回答は後でさせていただきたいと思っております。

○11番（坂口久信君）

やはり、何といふかな、わからんことはなかとぼってん、そこんにきを、やっぱりもう少し透明性を持って、答弁のできるような状況でなければどがんかなと思います。そういう中で、今後やっぱりリース組むにしても、あなたたちの中で話し合うわけですから、我々が全くそういうとに関与もしとらんし、いろいろ言うこともなかとですけども、やはり町費を使うと、自分たちの大事なお金を使うということであれば、やはりその辺も上手に話し合いをすれば、ある程度の単価あたりは継続なら特にもうちょっと言えばそのまま何十年という、何十年という中で、そのリース会社にせろ、機械会社にせろ、利益を得るわけですから、一

遍にとらんでよかじゃなかと、末永く10年、20年でもとっていけばよかじゃなかと、利益をです。その幅を縮小するのがやはりあなたたちの努めじゃなかかなと私は思うわけ。我々が例えば経営者になった場合に、今後やっぱりそういうところを、皆さん全課長にいわれることですが、注意しながら、ぜひ少しでも安い単価でできるような取り組みにしたいと思っておりますけれども、それについては答弁をお願いします。

○副町長（永淵孝幸君）

全体的なことで、ちょっと私のほうから申し上げます。

実は、予算を立てるときは、やはりこういった専門的な内容については、うちでできない分については見積もりを一応もらって予算を立ててやっております。そして、だからといって、その予算をまた最終的に契約するときには十分もう一回検討を重ねて、業者ともいろいろ協議をして、また必要に応じてはほかのところから見積もりをとりながら、一円でも安くするようにと、これは町長から常日ごろ職員にもそういった指導がなされております。ですから、いかなるこういった事業については少しでも安くなるような方法で、例えば今まで業者がこの業者やったけんこの業者でしたほうがよかとかじゃなくて、じゃあ本当にほかからとって見たときどうなるのかと、そこら辺含めて、見積もりをとるようにして、極力安いような方法で契約するよう指導いたしておるところでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

多分、そうされておると思います。それは十分わかっておりますけれども、余りこればひどういうぎと、地元業者とかなんとかでむちゃくちゃやってもらっちゃあやっぱり困るわけですね。そこは臨機応変に、こういう機器類とかなんとかは非常に幅が大きいわけですね。その辺については、契約にしても何にしてもやっぱり民間、我々の民間契約と、例えば町あたりの公共の契約あたりはもうその時点で単価が違うわけですかね。そこを我々言いよつとやけん、そこを幾らかでも、これはもうあくまでも町長、副町長皆さんがそういう意識の中でそういう確固たる意志を持ってされればよかと思います。あとは、なかなかずいずいなくなってくれば、長年いろいろなってくれば、それなりの温情も出たりなんかするじゃなかですか。それはそれとして、やっぱりそういう意識づけを年に一遍ぐらいは予算の措置のときだけは、そういう意識をちゃんと課長さん初めそういう人たちに副町長がやっぱりぴしゃっとしたところを言っていたら、皆さん考えながらすると思っておりますので、ぜひそういう体制で、年に一遍でもそういうことを予算時期にはするということをお願いしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

参考いたします。副町長が言いましたとおり、そういう指示はいたしておりますけれども、その発想はどういうふうなことでこういうふうな相見積もりも4社も5社もとれといっ

たかと言いますと、私は佐賀県の地方自治体病院を今後考える会の中で、町立病院は私、それから市立病院は多久の横尾さん、あるいは佐賀県の医師会等々で協議会に入ってますけど、その当時の一昨年の県の医師会長が白石の共立病院の沖田さんやったわけですよ。沖田院長いわく、自治体病院が赤字というのはころってしとっじゃっかいと。業者と言いなりに医療機器もかえよつと。我々民間の医療機関はもう業者と競争と、価格競争だと。そういうなことで、業者とも、医療機器もそれで交渉している中、だから何とかもっていると。自治体病院はそういうふうな親方日の丸で、業者と言われたままかえるけんというようなことを刻々と言われたものですから、それは持ち帰ってすぐそういうふうな指示をして、随意契約はいかんと。随契は競争相手がいないから交渉も、値引きもせんとよと。だから、3社、4社なり見積もりとって、たたけというようなことで、場合によっては社協の会長もおおせつかっているもんだから、社協についても分離発注をなさいと。もう一括発注じゃなくして、それで何百万円か浮くというような状況ですから、庁舎もそういうふうなことで業者を分離して、清掃は清掃、メンテはメンテというようなことで、分離して発注させよるところでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ直ちに会議を開きます。

○議長（末次利男君）

学校教育課長の答弁漏れを許可します。

○学校教育課長（野口士郎君）

坂口議員のリース業者の選定についてということでございました。入札で最低見積業者と契約を締結したということでございます。

もう一点です。田川議員さんの委託料の53万9,000円ですけど、図書システムの委託と消防設備、空調設備の委託を合わせた額でございます。図書システム、これは保守研修の委託でございます。34万5,744円でございます。消防設備につきましては3万5,700円でございます。空調設備委託につきましては15万7,500円、以上53万9,000円という委託料でございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

それでは、歳入全般の質疑に入ります。

第1款、町税27ページから第20款、町債54ページまでを審議いたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

まず、この歳入に当たっての質問の前に、我々もちょっと少しばかりの従業員を雇って仕事をしているんですが、ことし、去年からか、事業所による町税の調整、徴収といたしますか、そういうことを指導を受けて、去年からちょっと始めてるんですが、大体佐賀県が全国的におくれて、もともと法律でそうなったという説明を受けて、そして多分各事業所、例えば私にすれば、嬉野、鹿島そっちのほうにも徴収して納めなければならないということになってるんですが、太良町で、徴収義務事業所は大体何カ所で、それに対象になっている税金を納める人たちが何人ぐらいこれに該当されるのがおられるのか、ちょっとそこら辺をお聞きしたいと思います。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

特徴事業所の推進についての御質問でございますけども、その事業所、具体的な数値というものを今資料として持ち合わせておりません。この背景といたしましては、従業員3名以上の源泉徴収義務のある事業者については、町民税の特徴をするという地方税法上の義務がございます。その法律に基づいたお願いをしているというところでございます。数字については、後ほどお願いいたします。

○7番（牟田則雄君）

これが、相当の仕事ですよ、事業所にすれば。毎月、毎年、その人たちの収入の中から計算して町税を徴収して、そして事業所から納めるわけで、何が言いたいかというと、その分税務課のほうでは相当の仕事量が減る、それから未納者が相当これによって多分減ってくると思ってるわけですよ。というのは、大体自分が報酬をいただいて、そして国民健康保険も掛けないとか、税金を納めないという人が、この人たちの未納が、多分この中の人たちの未納が一番多かったんじゃないかという、ちょっと予測されますので、それがこれだけ事業所で強制的に徴収して納めるということになれば、相当その数もおられるし、税務課の仕事としてもこれは相当な経費節減、人件費節減になると思うんですが、そこら辺の考え方はどうですか。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

まず、事業所さんの事務量のことでございますが、特徴事業所という指定を受けていただければ、我々のほうから免税額の引き去り予定額を全て計算してお知らせいたします。事業所用と本人さん用と。それですから給料日にその分を決められた、前もって定められた額を

差し引いていただくだけという簡単な作業しかございません。それから、収納率の件でございますが、逆に特徴事業所でないために、普通徴収であるがために未納になっているというケースが多く見られるところがございます。特別徴収でございますと給料から自動的に差し引かれますから、逆に収納率の向上のために資するものであるというふうに考えているところがございます。

○7番（牟田則雄君）

納税のための基本的なことですのでちょっと何回でも質問しておりますが、建設業、今言われた建設業に限ってか知りませんが、社会保険も27年度から強制的に全員入らないと公共事業の指定は受けられませんという指導がもう既に去年からあっているわけですよ。そして、その社会保険の事務とこの町税のあれで、その費用なんかは全く見てもらわんで、事業所とすれば、今までなかったようなことが相当の仕事として上がってきて、これはどうかなというごとあるところまで今してるんですが、その分税務課の徴収のほうは相当仕事量は減らないですか、一緒ですか。どうですか。

○税務課長（藤木 修君）

事務量として、特に増減というものははかることはできないかもしれません。特徴になれば、特徴事業所宛ての通知書、それから納付書をお送りする事務、それが普通徴収になりますと、個人さんに納付書をお送りする事務、それが入れかわるというだけのことでございます。この事務については地方税法上の特別徴収義務ということで規定されておりますので、そのことについて事業所様にお願いを申し上げているというところがございます。

○7番（牟田則雄君）

そして、ぜひどのぐらい先ほど質問した対象事業所と、これは町外も、太良町の人が例えば鹿島に働きに行ったら鹿島の事業所からこっちの太良のほうに納入されると思いますので、我々もそうしていますので、それで対象事業所と対象人員がどのぐらいあるのか、今は多分わからないと思いますので、後でもしわかったら教えていただくようお願いしておきます。

○11番（坂口久信君）

29ページのたばこ税についてですけれども、前年からすればまた上がっておりますけれども、その辺の上がった内容ですね、その辺について右のほうに書いてあるごとばってん、それはそれとしてその内容について教えていただきたいと思います。

そしてもう一点は、非常に今たばこ飲む人は阻害されたような状況でありますけれども、よその市町村について見れば、ぴしゃっとしたたばこ飲む場所もあり、それなりの対応をいただいているところがあると思います。我が町においては、まだまだその辺の対応が私は十分なされていないというふうに感じておりますので、その辺の対応についてはどのようにお考えなのか、2点お願いします。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

まず、たばこ税のふえている状況でございますけども、近年、平成23年度実績までは毎年100万本ずつぐらい吸われる方の喫煙の量が減っておりました。24年度の見込みを立ててみましたところ、それが幾らか鈍化いたしまして、四十数万本ぐらいまで減り方が鈍ってまいりました。その関係で、補正予算でも増額補正をいたしましたように、その傾向は新年度予算にも出てまいります。それとあわせまして、平成24年度の3月議会で町税条例の改正を御審議いただきましたが、その折に地方たばこ税の県から町への移譲がっております。旧三級品以外で1,000本当たり、率を申し上げますと13.9%ほど税源移譲がっております。それが、25年4月の売り渡し分から町のほうに移ってまいりますので、その分の増収分を見込んだところで、大幅な年間で930万円程度の大幅なアップにつながったというところでございます。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

喫煙場所をきちんと確保してもらいたいという御要望でございます。

現在、喫煙場所として役場の東側のあずまやのところと、それから林業センターの入り口、それから西側の車庫の中、それから庁舎の中で申し上げますと、役場2階の東側の一番端の東側の窓がついていない……（「西側」と呼ぶ者あり）済みません、西側の窓がついていないところ。それから、議員さん御存じのとおり、3階のあそこの東側の一番端のところに設けておるということでございます。これで、私はかなり十分じゃないかという考えを持っておるんですが、これ以上どういうふうにすればよろしいかちょっと教えていただきたいんですけど、これぐらいで十分じゃないかなと。今、吸わない人がかなりふえて、役場でももう半分吸っているかどうかかわからない、もっと少ないかもしれませんが、減っておりますので、受動喫煙とか、そういうことでそちらのほうに害もひどいというような話もっておりますので、これぐらいでよろしいのではないかというふうに考えております。

○11番（坂口久信君）

まあ、飲む場所を言えば、大分皆さんが例えばそういうところで飲んで、役場の職員さんたちも同じくそういうところに行って飲んで、批判を受けんような状況ならそれはそれでよかとたいね。町民の皆さんたちからあんたたばこ飲みよったと。2階についていえば、せっかくなら窓ぐらいつけて、ひょうなかごとしてたばこ飲ませんさいよ。我々のところはまだ3階やけんがまあまあそれなりに窓もついていただいておりますけれども、今回エレベーターの新設されたというようなことで、その裏が議長が言うにはようあえてたばこ飲むところによかよというようなことでございますので、そういう場所にもやっぱり検討というか、場所あたりがあればやっぱりそんな程度の配慮は必要じゃなかと。当初、町長は玄関の横に

つくると言うたですよ。消防団初め、あのひやかところに、実際言うて、たばこ外で飲んだの、寒風厳しい中に、そういう奉仕活動をしている人たちにも我慢しながらそうやって飲みよったわけね。そんなら、それに対応するそんな程度の措置ぐらいは一生懸命頑張ってもらい、たばこも一生懸命吸ってもらいよってやけん。そして、公平じゃなかでしょうが、はっきり言うて。たばこ飲む人たち、やっぱりその金を町民の皆さんが勝手に使いよんじやなかばってんが、そういうしていただきよるもんですから、飲む人にも、我々むち打って飲んでおりますよ。ぜひそういう配慮を例えば2階の窓ぐらいはつくっとか、配慮をしてもらいたいと思いますけれども、答弁をお願いします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

実は、その2階のたばこ飲む場所につきましては、ちょっと窓をつけるかどうかちょっと今後検討なんですけども、女性が女子の休憩室が2階にあるんですけども、そこに御飯を昼休み食べに来られるわけですが、その方々からももうたばこのにおいが臭いということで、かなり苦情が来ておるといふ実態もございます。それで、そこをやめようかと実は思ったりしよったわけですが、逆の方向で考えろというような御意見ですので、ちょっとどれが一番どういう形がいいのか、上司とも相談しながら考えてみたいと思います。

○11番（坂口久信君）

まず、役場に女性の方の職員さんの中でたばこ飲む人は全くおらんとかどうかわかりませんが、もう少し女性に、男女平等というんならたばこも吸えと。冗談抜きにして、そういうことで、やはり趣旨は消防団初めそういう人たちが、私含めてですけども、そういう阻害されんように、あなたたちが白い目で見ないような、たばこ飲む人たちの立場をやっぱり理解してもらって、よく仕事がさばけるわけですから、あなたたち職員の中でも、たばこを1本吸うただけでさ。飲まん人が果たして能力があるのか、飲んだ人が能力があるのかわかりませんが、ぜひ飲む人には飲ませてやってくださいよ。よろしくをお願いします。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

とにかく、検討を上司のほうとさせていただきたいと思います。

○6番（平古場公子君）

女性の立場から一言。私はうちの旦那はたばこは吸いません。しかし、吸ってもらいたいです。もう何か言うと頭にきてこちら辺で一服吸うて出てきんしゃいというごた、そういう感じもありますので、職員さんたちもこれだけ議員さんからも質問を受けて、いろいろ勉強もされて、夜更かしもされていると思いますので、もう少し冬時期は暖かいところで、それで夏時期は涼しいところで私はぜひ飲んでいただけるように配慮をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。答弁要りません。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、この予算書の30ページの一番上、入湯税、これは坂口議員の専門と思うんですが、これが今の時代に、前年度が2,690人で、今年度が2,860人、1,700人の増ってなってるんですが、これはどういう根拠でこれだけ今年度人間がふえる見込みになっているのか、ちょっとそのふえる見込みの根拠をお願いします。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

これにつきましては、入湯客数の過去の実績をもとにして平均伸び率を求めて、それに税率を掛けて予算を計上しております。ですから、ここ最近、具体的に申し上げますと、今手持ちが6年ぐらいまでしか持ちませんが、それぐらいからでもずっと増加傾向が続いております。そのことを反映させた予算となります。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

大体そういうふうに、一番最後言われたように、前の年、何年かの傾向でこうなっております言うてもらえば、あんまり、こりゃ要らんし、特にことはちょっとお聞きしたいのは、あそこの蟹御殿、蟹御殿の入湯税はここ太良町に入るのか。あれだけテレビでどこがあれか中に行ったことがありませんのでよくわかりませんが、全国でナンバーワンということでテレビ放送されて、よその市町村の人から電話もらって、おいおい太良、蟹御殿って、そげんよかどこにあったっつかいということで、相当な人が予約をされているという話ですので、まあこれだけ増加ということはされとつても、多分そのごとくなりはすると思うんですが、わかりました、そういう傾向でちゃんと人間の増加を見込まれているなら、それで結構です。

○税務課長（藤木 修君）

今、議員のお話の中に、蟹御殿の入湯税はどこに入るのかというお話がございましたけども、太良町でございます。所在する市町村に納税されるという仕組みでございます。太良町の収入でございます。

○9番（見陣泰幸君）

47ページお願いします。

47ページの土地売払収入のところ、予算は立てられてないのが本当でしょうけど、今後特に野崎なんかの売れる予測はありますか。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

野崎につきましては、今年度今までちょっとなかったわけですが、つい最近ですけども、申込書を受け取られて、なかなか多分大丈夫だろうというような方が1件ございます。今4区画残っておりますので、もしそれが売り払いできるというのであれば、あと3区画残

るということでございます。その他の土地につきましても、打診というか、してるわけですが、なかなか土地の魅力がないのかちょっとわかりませんが、購入希望がないというような状況で今現在至っております。

○9番（見陣泰幸君）

宣伝なり、何なりはされていると思うんですけど、ここは絶対売れんとじゃなからうかという区画があるのかなあと思うんですよ。そういうところに対して、今までと違った考え方、何かちょっとした遊具施設なんかを置いて、この団地にはこういうこともありますよと、あとは管理になるんですけど、そこら辺も話し合せて、そういう考え方というとはなかですか。

○財政課長（大串君義君）

財産として売った場合は300万円ほど入ってくるということで、逆にそういう遊具等をつくれば、後の管理とかメンテナンス、管理経費とか、逆にふえると。確かに、区画、分譲地の魅力的なものにはなると思いますけども、そういうこともいろいろ考えて、今のところ至っておりますけども、再度上司とも相談して検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

規模が違うとは思いますが、ちょっとした団地なんかには、規模が違うんですけど、それなりの少しの遊具施設あたりも置いて、その団地というか、そこに何軒今入っておられるかわからんですけど、その入っている人たちと相談して、管理は草引きとかそういうことはしてくださいとか、そこら辺で何か特典がありますよとか、いろいろ考えて、そして宣伝なり何なりをしていただければと思うんですけど、そこら辺の考えはどうですか。

○財政課長（大串君義君）

確かにいろんなことを今まで販売促進に向けて検討をしてみましたが、議員さんおっしゃるとおり、再度そこら辺検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

予算書の51ページ、雑入の一番下、B&G財団助成金というのは、前年度は多分これはなかったと思うんですが、これは今年度からですかね。どうですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

前年度はあっておりません。今年度、財団の助成を受けて体育館のトイレ改修をするということで補助をいただく予算でございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、これで平成25年度一般会計歳入歳出それぞれの質疑を終了しましたが、

歳入歳出全般と給与費明細書171ページから地方債調書185ページまでの総括質疑に入ります。
質疑の方ありませんか。

歳入歳出全般です。

○9番（見陣泰幸君）

済みません。予算書の69ページ、節の10号で交通安全施設整備事業とありますけど、施設の種類の種類と何カ所ぐらいを見込んでおられるのか、そこら辺を2つ、まず。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、これはガードレールと、それからカーブミラーを設置するというところでございます。ガードレールにつきましては、町内5カ所の総延長315メートルでございます。カーブミラーにつきましては、町内これもまた5カ所でございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

これは、各地域から陳情書が出たときに対応されるものもあると思うんですけど、町内わかりにくいと思うんですけど、ここは危険地域とか、ここは危険な道路とか、そういうところは何か所ぐらいって把握しておられますか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

町内を回っておる場合に危ないというところに気づくときもありますけど、大体は例えばこのガードレールの中で、山根矢筈線とかあるんですけど、そこが森林組合あたりが伐採を、木を切ってしまうと、木を伐採してしまつて、非常に急な斜面になってしまっているというようなことが事前にそういう、あそこ危ないみたいなんということで来たときに現場を見に行つて、ここ必要ですと、必要な場所にじゃあ何メートルという現場ではかつてきて、ここここに設置すればいいでしょうというような感じでやっている場合もございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

今後地域からの陳情書ばかりじゃなくて、今言われたように、やっぱりここは危険だなというところは率先してしていただければありがたいと思います。

○総務課長（毎原哲也君）

時間の許す限り見回ったりして、そういう箇所が極力少なくなるように努力していきたいというふうに思います。

○9番（見陣泰幸君）

済みません。ちょっと時間ください。主要事業の教育課のほうで、特別支援教育支援員配置事業のところ、予算が昨年とすれば倍近く上がってるんですけど、その内容を説明をお

願います。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

特別支援員につきましては平成24年度まで緊急雇用ということで対応させていただいておりました。25年度より、町単独で、学校長の強い要望、要請がありまして、通常でありましたら各学校に1名ずつ配置予定でしたけど、多良小学校に情緒の子供さんが、情緒教室はありませんでしたので、その分を1名分増額ということで対応させていただいたところでございます。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

多良小学校に1名増員ということで、鑑定員の方が認めて子供たちの数を決めるんですけど、その基準、鑑定員さんが特別支援学級に入るというその基準がわかれば、そこら辺を教えていただきたいのと、子供がそれだけふえたのか、指導員さんを1人ふやすということで、そこら辺はどうですか。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

多良小学校1名支援員の増というのは、特別支援学校、適という判定が、判定委員会ではあった子供さんが1名いらっしゃいました。本当であれば、特別支援学校に行くのがそういった判定会議の流れではなりますけど、親御さんが近々ずっと改善が見られているということで、ぜひ太良の学校に、小学校に通わせたいということで、そこは法的に保護者の承諾をいただかなければいけないということになりますので、特別支援学級で受け入れるということで、1名そういった方が、ことしの1月入ってから、保護者と協議をして、最終的にそこで決定をしましたので、1名増員ということでさせていただいております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

済みません、申しわけないですけど、やっぱり子供さん、父兄がそういう考え方であれば仕方ないと思うんですけど、やっぱりそういう子供さん1人がふえただけで指導員さんも1人やっぱりふやさなければいけないんですかね。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、1人に1人というようなことで、経費の問題がございまして、各学校で知的、情緒、多良小学校は情緒はありませんけど、知的、情緒はほかの小・中学校、担当の教諭がおります。そこに1名配置を通常するわけですけど、今回情緒のクラスが、先ほど申し上げたように保護者の承諾が得られなかったということで、多良小学

校に受け入れるということで、要するにつきっきりになりますので、トイレとかも行けないというような状況が出てきますので、ぜひここは学校長のほうからも特別支援員の配置の増員についてという強い要請があっておりましたので、ここで多良小学校については1名増ということで対応させていただいたところでございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

107ページのリサイクル石けん委託料200万円と書いてありますけど、今回予算措置がされておりますけれど、これはどこに委託をされるのか。そして、そのつくったものについてはどのような処理をされるのか。あくまでも石けんだけの委託なのか。ほかの部分にも使われておるのか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

リサイクル石けん製造委託料の200万円、太良クリーンセンターに委託しております。つくりました石けんにつきましては、大体廃油で行っております。それで、廃油を持ってきていただいた方に、石けんができておりますということで無料配布をしたり、年に1回の太良の十夜市とか商工会等が開いていらっしゃるときに、クリーンセンターのほうで無料で、イベント等があったときにリサイクル石けん配布しているような状況でございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

リサイクルの意識について、こういうことをされるということは非常に悪いこととはいいちょっと思わんわけですけども、例えば、今石けんあたりはよう皆さんも、それが果たして使いよらすかどうか、そのつくったものをどのような使い方をされておるのか私わかりませんが、何かしたときは普通のにおいのいい石けんを使うて、それがどこに行きよるかかわらんような状況じゃ、意識づけでそういうことをされることはいいと思うとですよ。そこまであなたたちが検証しておられるのか、ただ配ってそれで終わりというのは余りにも200万円というのは大きいかなと。私個人的な考え方ね。そいけん、そういうリサイクルについての意識向上をすることはもっと例えばその石けんつくるばかりじゃなくして、ほかにいろんな方法があろうかと思えますけれども、その辺についてはいろんな婦人会あたりで検証されておるのか、その辺についてちょっとお聞かせください。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

リサイクル石けんにつきましても、配った全員の方からではなく、再度よかったからもう一回くださいとか、そういった御意見はいただいております。かなり、油汚れ、泥汚れ、そういったものには効果があるようなお話は伺っております。リサイクル石けんだけではなく、

クリーンセンターのほうではリサイクルブロック、またEM菌等を製造してもらっておりますので、そちらのほうにも、リサイクル石けんだけでなく、協力していただいているような状況でございます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

そやけん、そこまで書いてあれば、我々もそがん余り言わんでもよかったかなと。石けんって書いてあったもんやけん、そこだけって考えれば、やはり実際言うて、石けんば本当のそんな若い婦人さんたちがこの石けんを使うかと。つくる人たちだけの何人かというわけにはいかんやろうばってんが、そういう人たちのあれで事業をやっぱりせんばいかんけん、ずっと年々こうやっておられるのか。誰もやっぱりにおいのいい石けんをほとんど、もう今は現在安価で入るわけやけんが、そっちのほうをほとんど使いよると思うわけね。ほいで、これは何のためっていうぎど、婦人会から叱りをうくっかもわからんけども、その辺についてはもうちょっと、そやけん石けん委託にどのぐらい使われておるのか、ほかの部分にどのぐらい使われておられるのか。今後やっぱりもう一つ踏み込んで、そういう意識づけをするのであれば、石けんばかり毎年せんで、ちっと考えて、いろんな婦人さんたちの意見も聞きながら考えて、違う方向も試してみればどがんかなと思いますけれども、どうぞ課長よろしく。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員さんから御意見等いただきましたので、そういったことを含めて、今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

ちょっと待って。幾らぐらい使われているかということ。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

この200万円の内訳は、今のところ手持ちで資料がございませんので。（「後でね」と呼ぶ者あり）

○6番（平古場公子君）

リサイクル石けんは機械でつくりよんさつとですかね。杉崎町長の時分やったと思えますけど、知事さんに提案して漁協婦人部が買っていただきました、150万円です。その機械はまだ使いよんさつとですかね。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

その機械をまだ修理しながら使っているような状況です。

○6番（平古場公子君）

もうかなり老朽化もしていると思いますので、ぜひまだ新しい機械がどんどんつくられております。それで、学校のほうでも廃油石けんづくりというて、子供が石けんを持ってくるんですよ、1つずつ。もらってくるんですよ。そればかり靴とか靴下とか、もうそれしかあえんとですよ。それをわざわざお店にも売ってあります、廃油石けんというのがですね。それを婦人部の方は買って、靴とか靴下とか洗われておりますので、ぜひこれは継続していただきたいと、私女性の立場で言いますとそう思いますけど、課長答弁をお願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今、平古場議員さんのような意見もいただいておりますので、そういったことを含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

質問は大体74ページですが、今の石けんのとも、私は常にそれを利用させていただいておる立場からいいますと、まずその廃油、河川、海の汚染の一番悪玉であるこの廃油回収にまず貢献しておるし、そして今平古場議員が言われたように、作業服、我々は油まみれの作業服を使うんですが、それもやっぱりこの石けんじゃなかったら、普通の石けんでは落ちないようなことを、落ちて大変重宝して、多分200万円では1年の費用としてはひよっとしたら足りておらんのかなかろうかというぐらいのことを考えております。それで、そこら辺は今後ともぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、74ページの、これは聞いたら笑われるかもしれませんが、町税過誤納払戻金というのは一般的には調整金のことと理解していいですかね。それとはまた、もし違うならこの内容を、どういってお金か、ちょっと説明していただきたいと思います。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

住民の方が個人住民税について申し上げれば、所得の更生をされたりしたときには、それが住民税に影響してきて、過去にもらい過ぎていたものをお返しするとか、あるいは固定資産税について若干の課税誤りがあったためにお返しするとか、そういうものが出てまいります。それから、法人町民税につきましても、予定申告で、前事業年度の実績に基づいた予定申告でお支払いいただいたものが、当年度の実績では落ちたために、予定分から落ちた分を差し引いてお返しすると、そういうものの予算でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、私が質問したともその中には入っているということでもいいですね。はい、わか

りました。

○1番（田川 浩君）

主要事業一覧表の7ページ、下から3番目ですね、さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業費補助金ということで、田植え機を2台購入ということでもありますけど、これはどちらの方がどういう目的で購入されるのか、教えていただけないでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

喰場機械利用組合のほうに4条田植え機というようなことで、2台助成をするようにいたしております。目的といたしましては、省力化あるいは低コスト化のための取り組みでございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

これ省力化、低コスト化というと、ちょっとわかりにくいんですけど、私たちの何か感覚によると、例えば新しい品種を植えてみるとか、新しい農法にチャレンジしてみるとか、そういうことがあるのかなと思うんですけど、そういうことじゃないんですかね。どういうことなんでしょう。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

これは田んぼでございますが、省力化というようなことで、組合を結成して、1つには地区の高齢化、農業者の高齢化がございますので、その辺も考慮して、今回導入されたというようなことをお聞きいたしております。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

ということは、喰場の機械利用組合さんの設立目的、それを聞かせてもらっていいですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

議員御承知のように、喰場地区もちょっと段差がある棚田地区でございますので、自分たちの組合も含めて、組合といいますか、生産者の皆さん、かなり骨を折られてますので、田植え機2台を購入をいたして、ほとんどの田んぼ、後継者のいない田んぼについても一緒に田植えの準備をするというような目的で今回設立をされて、助成を受けられるというようなことでございます。

以上でございます。

○1番（田川 浩君）

ということは、まあ後継者不足とかで、自分の家庭といいますか、自分1戸だけでは買え

ない、買うほどでもないというか、買えないというか、そういう方々が集まって、こういうところで補助で田植え機を買って耕作をされるということで理解していいんですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当然、この田植え機を操作をするオペレーターというのも必要になってきますので、中核といえますか、ある程度まだ十分農業に活躍できるというような人も含めたところでこういう組織をつくられております。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

主要事業の11ページに、夏の納涼まつりですけど、また昨年と同じだけの予算を組んであるとぼってんが、ずっと道越環境広場のほうでしようかとぼってんが、何かこうあれを変えて、趣旨を変えて、例えばこっちの多良のほうですとか、何かこう催しをちょっと変えとか、そういうふうな工夫といえますか、昨年こっちでナイナイのお見合い大作戦とか、そういうのがあったように、趣旨を変えてすれば町民の関心も高くなるだろうし、道越のほうですとか悪かこっちなかとぼってんが、マンネリ化してしまって、非常におもしろみが欠けていっとるんじゃないかなという思いをしてるんですけど、そこら辺どうお思いですかね。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

納涼夏まつりの関係で、ちょっとマンネリ化してるんじゃないかなというような御意見でございますけども、一応この事業につきましては、太良町納涼夏まつり実行委員会のほうに委託をお願いをいたして、そこのほうで事業を実施していただいておりますので、そのほうともこういう意見があったということで話はしてみたいと思います。

それと、場所を変えてというようなことも今言われましたけども、一応多良とか大浦とか交代でやるとかあってたんですが、ちょっと多良のほうの花火を上げる場所等が非常に海のほうができないというような感じがございまして、今大浦のほうに、道越のほうに固定をしているところでございます。そして、御存じのとおり、大浦の道越のほうは旅館等もたくさんございますので、一つの観光の目玉として誘客を進めるために道越のほうでもやっておりますので、あわせて運営協議会のほうと話はしてみたいと思います。

以上です。

○8番（川下武則君）

納涼まつり委員会のほうでやっているというのは私も存じてるんですけど、そん中で何かアイデアといえますか、少しは気のきいたアイデアを、例えばこの前もちょっと平古場議員さんとも話したとぼってんが、お笑いの方を呼ぶにしても、やっぱり斬新な人を呼ぶとかですよ、いろんなアイデアを出すといえますか、そういう例えば町長とそういう方たちが来

てコントをすとかですよ、そういうふうなちょっと難しき部分もあるかもしれんばってんが、実は前社会福祉協議会の際に、町長もちょっと出演された経緯があつて、簡単なそういうコントをすとか、議会を代表して議長がそういうコントに出るとか、そういう部分も含めて、町民の方がなかなか議会と触れ合うこともまた町長たちと触れ合うことも少ないと思うんで、そういう場面もこうしてもらえればどうかなと思つてますんで、ぜひいろんな策を考えていただきたいと思つてますけど、どうでしょうか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えをいたします。

いろいろなことを考えながらやったらどうかということをございますけども、今行っているイベントにつきましても、幾らか提案を受けたところで、協議会のほうでどれが一番いいかということで選定をしながら実施をしている状況でございます。ただ、予算的な面もございますので、今やっているぐらいしかできないとは思つてますが、その辺につきましても協議会のほうと一応話をしていきたいと思つてます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

予算書139ページの非常備消防費なんですが、消防団員報酬500名で884万4,000円、単純に割り算しますと、1人1万7,688円で、これが消防団員さん1人さんに支払われる年額というふうな理解でよろしいんですか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

これにつきましては、消防団、火事が、火災が起こつてそこに出勤したときの手当という、そのような感じになっております。

○3番（所賀 廣君）

そしたら、この団員報酬というのは全てが出勤手当ということですか。

○総務課長（毎原哲也君）

そのとおりに理解していただいてよろしいと思つてます。ちょっと、ちょっと待つて下さい。

○議長（末次利男君）

はっきりと答弁してください。

○総務課長（毎原哲也君）

はい、ちょっと待つて下さい。

済みません、ちょっと答弁を間違つておりました。これは、団長の、団長から各役員、それと各団員の手当、そのようなもので構成されているというようなことです。済みません、ちょっと答弁間違つておりました。

○3番（所賀 廣君）

これ以前は、団長とか副団長、あるいは分団長、副分団長、旗手も含めてですけど、おのおので年間の報酬というのが決まっと思ったと思うんですよ。それと、出動手当、もし1年間非常時災害とか火事がなかった場合は、当然この出動手当というのは発生しないわけですので、その辺の区分けを知りたくて質問しているわけですけど。全く出動手当だということであれば、これが使わんような事態も出てくるわけですよ、その辺の団員報酬ですよ。出動手当以外の団員報酬はどのようになっているか、それはその支払いというのは年払いでなっているのか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

その消防団員報酬につきましては、団長から初め役員の手当は条例で決まるとるもんですから、団長に年間21万5,100円、それから副団長に22万2,400円、それから分団長に29万、これは5名分ですけども、1人5万9,800円の5名分で29万9,000円、それから副分団長に1人3万7,800円の5名で18万9,000円、それから本部員に3万7,800円の1名の3万7,800円、それから部長に2万4,900円の26名で64万7,400円、それからラッパ隊長に2万4,900円の1名で2万4,900円、それから技術団員として1万8,900円の110名で207万9,000円、それからラッパ隊員に1万8,900円の30名で56万7,000円、そして団員に対しまして1万4,300円の319名分で456万1,700円と、合計して884万3,300円の支給をしているということでございます。

○3番（所賀 廣君）

今で大体わかりましたので、一般団員が年間1万4,300円ぐらいあるということだと理解します。あと技術団員とかもろもろ言われましたので。ただ、500名それぞれ団員として登録されていると思います。きのうお尋ねしたのもちょっと関連するわけですけど、じゃあ町外の人が幾ら、何人ぐらいいらっしゃるかということから考えると、恐らくこの部も出勤表というのをつけておられます。町防災課としても年に1回、2回ぐらい不時点検、1回は公開不時点検を今までされていると思いますけど、そういったところで団員さんの出席率はどうなのかというのを十分見ていただく必要もあると思うんですね。こうやって、団員報酬というのを必ず出しているわけですから、出ようと出まいと団員報酬というのは支払いされますよね。ただ、ゼロ出席というところもありますよ、昔から。この辺は、恐らく町外の方がほとんどかなというふうに思うわけですけど、その辺も十分、不時点検、1回ないし2回のときも、出勤日誌あたりも詳しく見て、どうなのかというのをやっぱり精査してもらわんと、全然ゼロ出勤だと報酬払えませんかよというぐらいなやっぱり気持ちで、その辺は検証を今後して行っていただきたいと思いますが、どうですかね。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、その辺が、過去からどういう経緯でちょっと来ているのかというのがよくわかりませんが、確かに1回はひょっとしたら、ちょっと調べてはおりませんが、一回も出席されていないというような方もいらっしゃるかもしれません。そこら辺につきましては、ちょっと実態を一回つかむために、消防団の幹部か役員かあたりでその話出してみても、実態をまずつかんでみたいと思います。それから、また対応策をどうするかというふうなことを考えていきたいというふうに思います。

○2番（江口孝二君）

済みません、先ほどの納涼まつりの場所の件で、課長の答弁にちょっと違和感を覚えたので質問しますが、これはもともと太良町の町民が全てが楽しむためにする企画だと思いません。でも、先ほどの答弁でいえば、旅館があるから、何があるからという答弁だったと思います。もともと、太良でも多良のほうで始まったと思います。それを何かのために使うということであれば、その趣旨からいって、考え方がおかしかじやなかろうかと。太良町の町民が全部が楽しむごと、事実町の人は、多良の人は何で大浦でばかりすつとかという声は多分にあります。そこら辺は主催者側の都合もありましようけども、やっぱりそこら辺はその趣旨にのっとって企画されるべきことだと思いますけど、どうでしょうか。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

ちょっと前が中央公民館に私おりましたけども、そのときも花火大会のほうに関連して、事業を実施いたしておりました。そのころ多良、大浦とかでやってたんですが、ちょっと記憶が曖昧なんですけど、多良のほうで花火を上げる場所が非常に危険性があるというような話があったと思います。この辺ちょっとはつきり覚えんとですけども、で1年置きに多良、大浦とやっていたのを大浦のほうの道越環境広場のほうが一番花火を上げるのには、あそこ台船を置いて、海岸から離してあげられるという、危険性が薄いということでした。大浦のほうの固定になったと思います。それから、旅館があるからとかいろいろ申し上げましたけども、それはあくまでもうちも旅館とかがありますので、その辺を楽しみに来られるお客さんがたもいらっしゃいますので、そういう誘客の効果もあるということでちょっと申し上げた次第でございまして、それがあからそこらにやるとかそういうことじゃありませんので御理解ください。

以上です。

○2番（江口孝二君）

私が言っているのは、太良町の町民が楽しむためにするんではないかということをやっているんですよ。でも、今の答弁では一言もなかったですもんね。私は、太良町の町民が楽しむためにこういう企画をされるんではないか。町民のためにならんのだったらやめた方がいいんじゃないかですか。私はそこを聞きよつとですよ。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

申しわけございません。確かに江口議員言われるように、一番の目的は太良町民が喜ぶために実施をいたしているところでございます。

以上です。

○2番（江口孝二君）

そういう気持ちがあられるのならば、場所が危ないからということじゃなくて、こっちで、小さいところであれば小さいところの種類を上げれば、楽しむことはできると思います。ぜんなか大型ですることじゃなくて、子供から年寄りまで楽しめることができるのであれば、まして多良と大浦と分かれてすればお互い楽しむことができますと思いますけど、そこら辺は企画されるときに配慮をしていただきたいと思います。もう答弁要りません。

○議長（末次利男君）

質疑の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

午前中に引き続き質疑を再開いたします。

一般会計の歳入歳出全般について、午前中に引き続き質疑を再開いたします。

質疑を前に、答弁漏れがっておりますので、環境水道課と税務課から答弁させます。

○環境水道課長（土井秀文君）

先ほどの坂口議員のリサイクル石けん等製造委託料の内訳を申し上げたいと思います。

石けん製造に60万円、ブロック製造に80万円、60万円を材料費として計上させてもらっております。

以上です。

○税務課長（藤木 修君）

お答えいたします。

先ほどの特別徴収の適正化通知の対象事業所数と対象人員ということで回答保留をさせていただきましたが、対象事業所につきましては普通徴収のみの事業所が156、普通徴収と特別徴収が混在している事業所について29、合計185事業所、対象人員が約でございますが1,700名程度になっておるところでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑の方。

○10番（久保繁幸君）

午前中はちょっと気分がすぐれませんでしたので、欠席させていただきました。

1つ言いたかったんで、昼から出てきました。

道の駅の件で、管理委託料の件でございますが、管理委託料でNPOのほうに管理委託をしておりますが、せんだって議案審議の折に、あそこの第2販売所ですかね、工房のほうに見学に行った折に、外のほうでありましたけど、雲仙のみかどホテルのはっぴを着た人がカステラを売っておられました。この道の駅太良、ああいう、ああいうというたらいかんですが、まずは建設費がどんなものか、建設費、建設目的といいますか、そういうので多少私も組合長しておりますもんで、うちの旅館の組合の者からもいろいろやっぱり言われますし、ああいうのもうけ主義で金が取ればいいのか、どういう業者でも入れてもいいのか。そういうところをひとつ、今から先の問題もございましてはつきり伺っておきます。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

まず、意義についてですけども、太良町特産品と展示販売飲食施設の設置及び管理に関する条例がございます。その中の第2条の設置ですけども、町内産物等の展示販売、飲食の提供及び取引のあっせん並びに観光地等の紹介、情報の提供を行うことにより、地場産業及び観光の振興を図り、町の活性化を推進するため、この施設を設置するという事で決めています。先ほど言われました道の駅での雲仙のホテルの販売の件ですけども、ちょうど私もそこに一緒におりましたので、一応店長のほうに確認をいたしました。理由といたしましては、そのホテルのお客さんが来られる折にバスで送迎をしているということでございます。太良の道の駅に寄っていただいているということで、お互い相乗効果が上がっているということでございます。それともう一つは、今年度収益が少し伸び悩んでいるということで、販売手数料等も入るということで、今のところは許可をしているということであります。しかしながら、当然町の施設でありますので、町内等の業者さんでもそこに来ていただいて販売をしていただければもう町内最優先で行うということでございます。はっぴの件につきましては、ちょっと脱いでいただくように話をしているということでございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

今、説明では、特産品販売、地場産業の活性ですね、また町の活性化というほどをお答えいただきましたんですが、理由としてはホテルの送迎が寄っていただいていると。我々も寄っております。我々の旅館組合のほうもあそこには寄れというふうで、皆さん寄っていただいております。そういうことで、そういう相乗効果があっているからというて、我々の寄らせているマイクロバス等は相乗効果がないと思われているのか。そういうのであれば、また我々もうちの組合ではそういうお話をします。今度、来週の休み明けにしますかね。一応そ

ういうのを報告いたしますが、今後そういうのが売り上げが少ないからよその地区からも呼んでそういうのを売らせると。また、今からJ A跡地の問題がありますが、J A跡地もそういうのが売れる筋合いがあればよそから連れてきてもいいのか、そういうことになってくると思うんですが、そういうのは十分今後は考えて行動させていただきたいという、またこの指定管理の問題も今後また出てくるとは思いますが、その辺は十分御指導のほどお願いいたしたいと思えます。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

ただいま久保議員言われましたとおりに、一応指定管理をいたしております協議会のほうと話をしながら、よりよい方法で運営をしていただくように話をしていきたいと思っております。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

今、みかどのカステラ、我々の業種にも関係がございますので尋ねたんですが、ほかに地場でなくてよそからおいでになっているところは何軒ぐらい、あそこは入れてらっしゃるんですかね。大体外におられる方は、そういうよそからおいでになっている業者の方が多いと思うんですが、それおわかりになりますか。おわかりにならなかつたらよろしゅうございますが、おわかりになっておられればどこからの地域の方がどういうふうな産品を売っていらっしゃるということで、お答えをいただければと思っております。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

はっきりした数字はわかりませんが、2つ、3つぐらいは、鹿島市とかが入っておられるようでございます。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

今の件について、また私のほうからお答えいたしますけど、これは建設当時は地元の活性化のためということまでできておるわけですよ。それが町営直営でなくして、今度は指定者管理という形をとっておりますから、町の施設であって、指定者、幾ら営業は任せているにもかかわらず、やっぱり一言そういうふうな文書等々で町にこういうふうな打診があつていふということは、当然町の許可も要るんじゃないかというふうに思いますから、そこら辺については厳しく指導していきたいというふうに思います。

○9番（見陣泰幸君）

済みません、関連ですけど、指定管理に出しているのは建物だけなのか、外の今テントを張っている売り場も一緒に入っているのか、そこら辺の区別というとはないのか、あるのか、

ちょっと質問します。

○企画商工課長（松本 太君）

お答えいたします。

たらふく館の売り場と、それから別館、それから漁師の館を指定管理をいたしてます。たらふく館の前のほうのあれも一応指定管理に入っております。

以上です。

○9番（見陣泰幸君）

そしたら、主要事業の3ページの一番下の連番17、子供の医療費助成のことですけど、今単独で小学校まで助成をさせていただいておりますけど、単純計算すれば半分で済むのかなということで、中学校まで幅を広げていただくという考えはありませんか。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

子供の医療費助成については、小学校が町の単独ということで助成事業をやっておりますが、中学校までという議論は県内の市町村で議論が進んでおりまして、若干既にやっておられる市町村もございます。中学生全員やっておられる市町村もあれば、入院だけやっている市町村もございます。金額的には小学生の半分ぐらいで済むんだろうと思いますが、その件については私どもも内部的に協議をいたしまして、ここ数年以内の県内の状況とあるいは町のいろんな財政的な面を含めて、実は検討課題として検討をしているというところでございます。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

単純計算で、計算どおりにはいかないと思うんですけど、これに半分ぐらい足してもろてという金額が出ると思うんです。できれば、太良町率先して中学校まで幅を広げていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○町民福祉課長（桑原達彦君）

将来的な財政面も含めて、検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

主要一覧事業の7ページ、先ほど田川議員が質問されておりました、このさかの米・麦・大豆競争力強化対策事業費補助金ということですが、ここは多分中山間地域の指定というか、そういう組合もある地区だと思うんですよ。この中に、これを2台買うお金の中に、そっちのほうのお金もこれは利用されているのか。それとも、それは自費で皆さんがなされて、この補助金だけを追加してする仕組みになっているのか。そしてまた、この組合をしてこの補助金を受けるときには何人以上が組合員であればこの対象になるのか、そこら辺をちょっと

お尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

このさかの米・麦・大豆競争力強化推進事業費補助金の事業の中には、喰場地区にも該当しております中山間タイプというようにことで喰場機械利用組合採択になっております。で、当然、この中には県費が3分の1、町費が10分の1の補助が入っております。大体、率にしますと40%程度となります。それ以外の受益者負担金、受益者負担金については当然喰場地区の中山間のほうからも幾らか払われるのではないかなと考えております。なお、この組合の組合員数は25名であります。採択基準は大体5名以上ぐらいになっておると思っております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

詳しい数字はこれお互いにあるのですが、大体蕪田以上の中山間の直接支払いを受けている地区と思うんですよ。ただ、ここが大体その半額以上を共同のいろいろな機械購入とか、施設をつくるために使いなさいとなっている事業と思うんですが、もともとが。それからいきますと、相当額の共同に使う金があるはずですので、そこら辺もしこれが5名以上で対象といえば、そこだけじゃなく、もっと中山間をしているところにはもう少し、我々のところが勉強不足やったか、情報収集能力がなかったか知りませんが、余りこの事業を知らないわけですよ。だけん、こういう場合があったときには、全部に行き渡るといえることはないかもしれませんが、一年事業ならやっぱりある程度みんなに対象になるところは知らせてもらって、そしてそれでも自分たちはしないというところならそれ問題外ですが、我々もそういうことがあるなら、例えば蕪田地区も相当額の一番最初にはあぜ塗り機とかというて大きなトラクターまで購入できるような支援を受けていますので、そういうところが今田植えはみんな年とってしもうて、できたら組合みたいにして乗用型で植えていただければみんな助かるものですから、こういう事業がどこにでも今言われた規模で対象になるのであれば、もう少しみんながするような方法でやっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

私自身も例えば芦刈、白石、鹿島市でいいますと北鹿島あたりの土地利用型の面積の広い地区が対象かなと思っていましたが、問い合わせがあつて担当が調べたところ、中山間地域タイプというようにことで、こういう取り組みも可能ということでございましたので、今後とも中山間地域等の地区については機械類利用組合等を結成していただき、ぜひとも活用していただければと思います。当然PRについても、推進についても生産組合長大会とか、新年度になりますと、すぐ中山間の事務の説明会等ございますので、その場で中山間地域の担

当といえますか、役員の方を通じてPRをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

ということは、これは1年の単年事業じゃないということですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

私もちょっと確認はしておりませんが、さかの米・麦・大豆となっておりますので、最低3年間実施されるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

関連になるかどうかかわからないんですけど、今政府のほうでTPPでいろいろ15日には出すとか、14日には決定、きょうするとかいろんな話があつてますけど、実際このTPPをしたときに、太良町の畜産、また米、太良町のミカン、そういうものがどれぐらいの打撃を受けるものか、そういう試算といえますか、そういうことは幾らかなされてますかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

畜産とか果樹とか米というような分け方での試算はいたしておりませんが、佐賀県が県内で生産される農産品10品目、主なもので米、麦、牛肉など、これらを活用して、国の試算がございまして、それで計算した数値がございましたので、それをもとに太良町の農業生産額を当てはめて試算をいたしましたところ、農業生産額で29億900万円、これは必要経費と中間投入額というのが引かれた額でございます。で、県の場合が約500億円ですね。農業産出額、いわゆる農家の庭先渡しで価格でいいますと、県の場合が1,275億円、町がそれに基づいて案分率で単純に計算したんですが、71億円の産出額の損害が出るという試算結果がございまして。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

71億円というたらすごかですね。それは、完全に撤廃をした場合だと思うんですけど、それにしてもすごい額が出るといえますか、それでTPPに関して町長の見解はどういうふうな今のところ考えていますか。

○町長（岩島正昭君）

それはもう当然、全国の町村会大会でも意思統一しておりますけれど、反対ですよ。これは、TPPになりますと、今、国のほうももろもろ入った場合は出られんとかいろいろ問題になっておりますけど、事前にまず国が説明をしてから交渉に入らなくちゃいけないんじゃないかということで、そこら付近から大体説明不足であるということで、頭からJAさんももちろん東京のほうで大反対運動を行っておりますけど、当然私としても、私はうちは農業

ですから、うちは。当然、反対です。

○8番（川下武則君）

頼もしいお言葉をいただいたとばってんですよ、仮にの話でしかないんですけど、今の状態で、これがうまいところ、政府が言うようにT P Pもちゃんと聖域を設けてしてくれたらよかばってんが、もし聖域が認められなくてした場合には、町として幾らかでもやっぱり農家の方たちにその補助をするとか、そういうふうなお考えも持ち合わせておられるかどうか。どういうふうになっていくかわからないんですけど、今のところ反対というのはわかるんですけど、その中で国がする施策ですから、当然国が決めたら、県、県から市町村というふうになってくるかと思うんですけど、そうなったときの対応としては、そういうふうな幾らかでも補助したりとか、守るといいますか、そういう思いがあるかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

それは当然T P P交渉に入って協議ができれば、それは当然町だけじゃなくして、国、県、町ですよ、農業を守るためには。だから、そこら辺はもう日本の国会議員等々を通じて、幾らになっても上乘せ、この国から補助をもらうような運動に入らないかんだらうというふうにしてあります。

○3番（所賀 廣君）

主要事業一覧の12ページで、何回となく消防でまことに申しわけなく思いますが、非常備消防費でポンプ車とか小型動力がかわるようになってます。今、ここの説明欄のポンプ車1台、小型動力ポンプ積載車2台及び動力ポンプ1台とありますが、おのおのの配属部とそれから購入予算価格をまず教えてください。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、ポンプ車ですけども、これは本町に第14部ですけど、ここに配車をする。予算額は2,100万円ですね。それから、小型動力ポンプ積載車ですけども、これは3部三谷と19部野上のほうに配車するというので、これは予算は670万9,500円でございます。それから、小型動力ポンプにつきましては、21部広江のほうに192万5,175円ということで、一応そういう予算を立ててあります。

○3番（所賀 廣君）

この14部に予定されている2,100万円、これは消防分署のほうから譲り受けた恐らくポンプ車の買いかえだというふうに思いますが、果たしてこのポンプ車が必要なのか。地域的に考えたときにどうなのか。以前は、多良、糸岐、大浦にそれぞれ1台ずつをという予定があったと思いますが、今消防分署が皆さん御存じのとおり警察の横にもありますし、果たしてこのポンプ車が必要なのかどうかというのは非常に疑問に思うわけですね。恐らく初期消火

の場合は、タンク車がいて、それに水をずっと補給していこうかというふうなことがあります。あと、メリットとしては、このポンプ車、2線放水ができるというメリットはありますが、総体的に見たときにこのポンプ車が必要なのかという議論はなさいましたか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

私が知る限りでは、そこに必要かどうかという議論につきましては、少し出たんですが、出ました。果たして本当に必要なかどうかというのはですね。ただ、最終的にはというか、そんな大した議論をしているわけではありません。それで、最終的にはやっぱりもう平成3年に購入をされたその杵藤消防のポンプ車ですので、決まりのごとく20年を経過しておりますから、今回購入して引き渡すという決定に至っているということでございます。

○3番（所賀 廣君）

恐らく、これをこの一つだけを絞って議論をするときに、その必要性、納得できる必要説明というのはないように思うわけですよ。ただ、経年、年が来たからじゃあかえましょうだけで、果たしてこれ2,100万円かけてかえる価値があるのかどうか非常に疑問に思うんですね。積載車と比べて全然値段が違うわけですので、この辺をもうちょっと慎重に考えるべきではなかったかというふうにも思います。地域的に見ても、この太良で当然要るとは私は思いませんし、むしろ今度は小型動力ポンプ積載車についても、ある意味軽の四輪駆動の軽あたりでも結構活用度あるのではないかなというふうにも思うわけですが、この議論がそれほどあっているわけではございませんという答弁で、非常に何か不愉快な感じがするわけですね。これだけのもの買うわけですから、その辺はやっぱり防災のほうとしてももっと慎重に聞いて、また幹部会などでも議題として出して、十分な議論が尽くされて、説明、納得の上で購入されるならともかく、議論が余りないままにというのはちょっと不審に思いますが、どうですか、課長。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

所賀議員さん、消防関係については大先輩でございまして、私はちょっとなぜ必要なのかという根本的なその疑問についてちょっと的確に答えることができないでおります。単純に素人の私のほうから考えてみても、でも、そのポンプ車の中にある程度の水を含んでおるものですから、先ほどおっしゃったように、水気がないところではかなり役に立つというメリットはあるのではないかとということで、その議論を余りしなかったという点については反省をいたしますけれども、糸岐地区に1台あってもよいのではないかと考えてはあります。

○7番（牟田則雄君）

ちょっと曖昧な答弁で、私は消防団にも入ったことがないし、ただ単純に一般町民として考えてですね、初期消火は今そこの消防があつて、そしてそこから連絡を受けて、ほかのと

ころへ行くということは、消防署が一番最初に今の火事現場には常に行くということでしょう。だけん、2番目か3番目ということですね。そしたら、それに今言われたように、水気がないところには常に積んでおられるということなら、今言われたことはそれで解消、一時的には解消すると思います。そうした場合に、太良のそのほかの補助的な仕事をするためには、例えば人が余計に乗れるように、ポンプ車は私たちが点検のときに見てみましても、積載車よりも人も乗りにくいし、人を単純に運ぶときには余り向きじゃないような感じがしますので、そしたらそういうところの任務は消防署のほうである程度していただくなら、人を運びやすいような車とか、そういう太良町全体の消火1カ所、2カ所、3カ所同時に起きることはめったに今までになかったと思うんですが、今までずっとあったときに、果たして何台現場に必要で、蕪田にもちょうど道路が狭いところで、幸いそのときはぼや騒ぎで済んだんですが、逆に1台か2台か行って、あと消防署が来られたらそれは邪魔になってどうしようもなかったというのが現実、太良町の山間部は大体そんな感じと思うんですよ。道路も6メートル以上とかなんとかという規定があるわけないですから、大体1台行けばいっぱいいっぱいぐらい。そうしましたときに、やっぱりその現場で一現場でポンプ車が1台、2台も3台もいるのか、そしてその区域が多良、糸岐含めて連絡を受けたときに大体10分以内に、何か時間以内に到着できるならその間に1台というような、そういうグループ的なことで考えていただいて、その購入とかなんとか、やっぱり2,100万円という金は太良町予算の中でも相当なものですから、そこら辺も今所賀議員が言われるように、よう検討して、何か購入のときはしていただきたいなと思うんですが、どうでしょうか。

○総務課長（毎原哲也君）

お答えします。

議員おっしゃることにつきましては理解できますけれども、いわゆる水気がないところの、そこに例えば杵藤消防のポンプ車と地元が持っているポンプ車が駆けつけて、その消火についてはより多くの水がまず自前でできるという、放水ができるということの観点から、そういうメリットもありますので、今回ぜひ議決をお願いをしたいというふうに思います。

○1番（田川 浩君）

今に関連してちょっと言いますけど、今水気のないところにこのポンプ車を持って行って云々ですけど、ポンプ車というのは水気ないですよ。あれ別にタンク車じゃないですから、水は一滴も入ってません。私の部にありましたので。ポンプ車のいいところは、自動車にその真空のポンプがついているということと、ホースが十何本、つないであるホースのリヤカーが積んであると。現場に行って、そこで一本一本つなぐことなく、だあっと走ってリヤカーで走れるというようなこと。それこそ、見た感じはタンク車とよく似ておりますので、水が入っていると思われる方が結構いらっしゃるんですけど、あの中には水は一滴も入っておりません。そこは、お間違いのないように。

○総務課長（毎原哲也君）

済みません、ちょっとそこまで理解がいておりませんでした。私は、その中に水がある程度少し入っているものという観点で話をしておりました。しかしながら、そういうことでも、そういうホースが長くつなげたり、いろんなメリットがあると思いますので、従来どおりの配置をお願いをしたいというふうに思います。

○10番（久保繁幸君）

もしかしらば、午前中に質問があったかもわかりませんが、教育費の人権擁護教師の講師の廃目と、それは145ページなんですが、148ページの特別支援教育支援員の賃金、これのアップの条件と廃目の理由をお尋ねいたします。

145、わかっですか。わかりました。

145ページの報償費に昨年度までは人件費、教育講師の謝金が入ってたわけなんですよ。何で廃目になったのかと、それから148ページの特別支援教育支援員の賃金が昨年度より145万円ぐらいアップになっておりますよね。多分1名が2名になったというような理由でここ書いてありますが、どのようにして2名になったのか、お伺いいたします。

○学校教育課長（野口士郎君）

お答えいたします。

人件費の廃目につきましては、国の委託事業で人権教育ということで、講師を自然休養村のほうに呼んで実施した事業でございまして、それがもう24年度で終わったということでございます。

もう一点の特別支援員についてですけど、これ見陣議員さんから御質問いただきましたけど、各学校に1名ずつ配置を小学校、中学校しております。多良小学校につきましては、今度1年生で上がってくる情緒の、情緒教室がありませんでした、情緒教室を多良小学校に設けるということで1名の増員で、多良小学校に2名ということでお願いをしているところでございます。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

そしたらば、金額からいけば145万円のアップですよ。で、2名で、中学校も幾らですかね、同金額と思ったんですが、145、1人そんだけふえて、常時その方は支援員さんはいでになるんでしょ。常時、支援においでになって、この金額でいいのかですね。145か、もう一人の方がそのときには2人一緒に見られるのかですね。何かお話聞きますと、常時ついておかないかんようなお子さんというふうなお話を聞いておりますので、その辺はいかなものか、お伺いいたします。

○教育長（松尾雅晴君）

お答えいたします。

今度上がっておいでになる子供さんは、常時目が離せない。だから、その特別支援学級の中にも、例えば小学1年生がおったり、小学3年生がおったり、小学5年生がおったりするわけですね。そうすると、自分の所属している親学級とも交流をしなければいけないということで、この親学級の教科によってはそちらで受けたほうがいいと、やはり同級生、みんなの中で友達同士の中で学び合ったがいいだろうということ、そうするとここに1人やほりちょっといろんなことでこの子が困らないようにその支援員さんがつく。そうすると、支援学級のほうには、また違う学年の子供さんがおるというようなことで、そういうわけで2人、その一つの支援学級の中についておかなければ非常にこちらの支援学級の子供さんが親学級に行ったときに困らないようにというように支援員さんをつけていただいているという理由でございます。よろしゅうございますでしょうか。

○10番（久保繁幸君）

今、そういうふうな手厚い教育をやっていただいておりますが、今後そのような子供たちがここあと毎年子供たちが生まれてくる数と状態わかっておると思うんですが、今後そういう子供たちが出てくる予想があるのか。また今、ダウン症といいますか、そういう子供たちも高齢出産等々のために多いですね。今後、町内で、そういうことが考えられる時期が来るのか、お伺いいたします。

○教育長（松尾雅晴君）

この町でどうかということはわかりませんが、全国的に言えば、そういう子供さんがふえている傾向にあるとは一般的に言われているようでございます。

○議長（末次利男君）

教育長、常勤の145万円で大丈夫なのかという質問です。

○学校教育課長（野口士郎君）

金額については、日額の5,800円の240日で計算をしております。対応できるということでございます。

○議長（末次利男君）

それでは、審議も十分尽くされましたので、これにて質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第24号 平成25年度太良町一般会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

全会一致。本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第25号

○議長（末次利男君）

日程第2. 議案第25号 平成25年度太良町山林特別会計予算についてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○7番（牟田則雄君）

ちょっとこれは課長に基本的な、お伺いしたいんですが、これが歳入歳出がぴったり合っているのはどういうことでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

歳入歳出とも予算でございますので、まず必要な経費、歳出を計算をいたしまして、あとそれに充てる一般財源とか補助金等を充てて、歳出歳入イコールというように全ての予算でなっております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

そこは、この山林特別会計では、一般会計では必要経費の部分であって、経費削減以外にそのもうけを出すところはないわけですよ。ところが、この山林特別会計は歳出よりも歳入が上がってこそ、この存在意味があることであって、これは基本的にそういうことをずっと、尻を合わせるというような予算の組み方じゃなく、ここで幾らか収入を上げるという目的でもう少し収入のところがふえるようなその予算の組み方をさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

これは、予算の考え方でございますので、歳入歳出イコールにしておいて、それだけ収入があれば決算でそれだけ収入がふえて、実質的に町の利益が歳出より歳入がふえたというようなことで決算でふえると、そういうふうに御理解を願いたいと考えております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

この予算のあんたたちが組んだ事情はわかるんですが、考え方としてここが1円でも10円でも歳入のほうにふえてもここはいい会計だと思うんですよ。一般会計は、そりゃあもうあんたたちがわかり切ったことであって、必要経費を組む予算であっても、そこからもうけを出す必要のない予算であって、ここはもうけが出て誰も文句は言わない、喜ぶ会計じゃないですか。木を高く売ったとかなんとかということは、そういうことがここに反映されてきて当然の会計だと思うんですよ。そこら辺の考え方を今までそういう組みよったということですので、努力をしてここで100万円もうかったというなら、次のときには歳入のところを100万円多く予算を組むような、そういう前向きな考え方はないでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

言われること十分わかります。予算でも歳入がふえるというようなことで、意欲を示した予算というようなことではないかと考えておりますが、いわゆる一般的に言われます予算の組み方でございますので、歳入イコール歳出と歳入に予算があれば、それだけ歳出もふえるというようなことでございますので、御理解をお願いをいたします。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

そしたら、今後は前向きでそういうふうな考え方で予算を組むときにも前向きに考えて組んでいけるということでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

財源にも限りがございますので、予算のつくり方と申しましょうか、歳入歳出をイコールというようなことになっておりますので、その歳入歳出はイコールといたしまして、なるべく財源に余裕がある場合にはそれだけ大きな予算というようなことで取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

9ページに、財産収入で、立木売払収入が2,250万円とここ上がっているんですね。ですから、せっかくこうやって上げるんですから、何ヘクタールの立木を売って、伐採して売って、できれば立米幾ら、そして経費が幾らというぐらい、ちょっと教えていただいてよろしいですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

間伐売払収入でございますが、1,000立米の単価が1,700円を見込んでおります。トータルで170万円の売払収入を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（末次利男君）

主伐のほうは。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

申しわけございません。主伐でございますが、杉で1,100立米の1万円と、立米当たりですね。これで1,100万円。ヒノキにつきましては、490立米の単価で2万円を見込んでおりまして、980万円。トータルの2,080万円を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

わかりました。

それで、これはちょっと違うかもしれませんが、収入に入るかなと思うて。今宮崎県のほうで中国材として輸出がされているということを聞いたもんですから、内容はちょっとわからないんですけど、もしそこら辺の内容がわかっとられれば、ちょっと説明できればお願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

宮崎からの中国への輸出等については、私のほうでは承知をいたしておりません。

以上でございます。

○9番（見陣泰幸君）

もし、そういうちょっとそこら辺を調べていただいて、日本から中国のほうに輸出ができてお金になるものであれば、国内で消費ばかりも考えないで、そこら辺も考えていただいではどうかと思うんですけど、そこら辺どうでしょう。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

佐賀県地理的に、太良町もですが、伊万里という港町がございます。中国にも近いので、伊万里の伊万里木材さん等にですね、お尋ねをして、採算ベースに乗るのかどうか、その辺も十分研究をしてから検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

主要事業の連番81、14ページですけど、ここに事業名として町有林主伐事業、6ヘクタールぐらいですかね、これを今までのような形で販売されるのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

従来どおりの売り方でやっていきたいと思っております。その辺につきましては、山林運営委員会等々にお諮りをして、どういう有利販売につなげることができるのか、そこで検討もしていただきたいと、こういうふう考えております。

以上でございます。

○12番（下平力人君）

今までの形であれば、いわゆるワンクッション入れた委託事業というような形でやっていらっしゃるんですが、今競争という中の売り方、立ち木のままでいわゆる売っていくという方法もあるんじゃないかならうかと思っておりますが、これは町長どういう考え持っていていらっしゃいます

か。

○町長（岩島正昭君）

それは、前回の今回じゃなくして、今回もそういうような話ありましたけども、前回もそういうようなことで、まず現地での見積もり、入札も一つの方法じゃないかと言ったことありますけど、そこら辺も今後は加味しながら、地元の製材所とか入れて、入札方法も一つの案ということで考えておるところでございます。

○12番（下平力人君）

できれば試みとして、ひとつ立ち木で入札をするというような形も必要じゃなかろうかと。これから、木材が高いときはそう感じないわけですけども、こういう低迷をしておる時期ですから、できれば予算に、予算じゃない、収入として反映できるような形がいいんじゃないかという思いがしてるんです。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

これは、立地条件によっていろいろ単価も左右されると思いますから、谷底についてはもううけなしで恐らくこれは落札者がいないんじゃないかということもありますから、できるだけ立地条件のよい、例えば道路等が設置している山林等々については割と高値で売れるんじゃないかと思えますから、場所選定によってはそういうような入札をしていきたいと思えます。

○8番（川下武則君）

関連ですけど、12月議会のときも同じような質問をしたと思うんですけど、太良町のブランドという部分で、100年杉とか、そういう部分を場所を区切って育てていったらどうでしょうかという質問をしたと思うんですけど、場所をですよ。その場所なんですけど、課長、どこかい、ここやったらいいんじゃないかというふうな場所といいますか、そういうところは幾らか確定したでしょうか。それとも、まだ模索中でしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

先般の山林運営委員会等々でも話がございましたが、多良岳200年の森づくり事業というようなことで計画がなされております。その中で、候補地の一つといたしましては、ひのきだおというのがございます。多良岳の北西になるんですかね、その下流のほうです。作業道で行ったら、林道多良岳線ですか、帆柱橋というのが横断林道にございます。そのずっと上流のほうの一体の町有林はどうかなというようなことで、その辺が候補には挙がっているところでございます。

以上でございます。

○8番（川下武則君）

もし、そういう候補地が指定したというのであれば、それをきちんと確立された暁には、私たち議員もここが取っておきの場所というか、取っておきのブランドの多良岳材になるのかなというふうな自覚もせないかなという思いがありますので、ぜひそういう企画を組んでもらいたいと思います。これ担当課長どうでしょうか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

今後、多良岳200年の森づくりの委員会の設立や、先ほどお話ししました200年の森の団地の設定というようなことで事業を進めてまいります。最終的には、風もそんなに強く当たらないと、200年の森でございますので、複層林になっていくのかなと。活用としましては、神社、仏閣の建築材の原料というようなことで、今後関係機関と取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（牟田則雄君）

これは、ことしは大体何ヘクタール伐採予定、主伐のほうは予定ですか。もしあれなら、きのう質問した大まかにやった利益か売り払いの収入は大体4ヘクタール、ざっくりいって4ヘクタールで1,600万円、1ヘクタール当たり400万円ぐらいの数字になっているわけです。それで、ことしの数字は大体5ヘクタール分にこれ当たる数字で、もっとほかに計算をもう少し、安く見積もっておられるならこの数字になるんですが、もし6ヘクタールにされているなら、これはもっと数字が大きくなるかんし、そのところはどうか考えておられるのか。

それと、ここに後ろのほうに、山林13のところに、町有林主伐事業委託料1,884万円ということがあります。これはもう多く切っても切らなくても、そのまま委託料として支払われるわけですか。それとも、事業量が少なかった場合はこれは削減されるのか、その2点をお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

25年度の主伐事業の当初の予算の面積でございますが、5.96ヘクタールを予定をいたしております。それから、町有林主伐事業の委託料でございますが、現在のところ予算でございますので、現地等を確認して、面積あるいは材積等が特定してから発注になりますので、数量が少なければ当然減額というようなことでなる予定になっております。

以上です。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第25号 平成25年度太良町山林特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第26号

○議長（末次利男君）

日程第3. 議案第26号 平成25年度太良町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（田川 浩君）

ここにちょっと書いてないんですけど、高齢化がこれからまた進んでいくので、後期高齢者の医療費等も上がっていくと思うんですけど、ここ何年かの後期高齢者の医療給付費の推移がございましたら教えていただきたいんですが、どうでしょうか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

ちょっと総額の資料は、歴年の分は今手元に持ちませんが、1人当たりで申し上げますと、21年度の1人当たりが21年度が78万5,044円、22年度が79万9,445円、23年度で81万8,306円というふうになっております。

○1番（田川 浩君）

今伺っておりますと、着実に年を追うごとにふえていっていると。これは、これからまた高齢化率が上がっていきますのでふえていくと思うんですけど、大体ピーク時といえますか、そこら辺のシミュレーションというのはできてますかね。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

後期高齢については、広域連合のほうで運営をされておまして、私どもも課長会議等があつて資料とかいただいて協議をするんですけども、そういったシミュレーションの、3年後、5年後とかといったそこまでのシミュレーションの資料はちょっといただいておりませんので、ちょっとわかりかねます。

○1番（田川 浩君）

後期高齢者に限らず、佐賀県の場合、割と九州にいるんですけど、医療費が高いと。全国

的に見てですね。佐賀県も全国でこの後期高齢者の医療給付じゃなくて医療費のほうは全国で8位ということで、佐賀県は全国で8位となっています。平成22年でですね。それで、県の中でも太良町のほうは平均よりちょっと少ないというぐらいだと思います。ということは、逆に言うと、改善の余地があると思うんですね。こういうどこかにですね。そういったこれからどう改善していこうかというのは、町じゃなくてもそういう広域とかで話してやられないでしょうか。どうでしょうか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

県のほうでも医療費の抑制ということを目的で、保健事業に県の広域連合のほうでも特に力を入れて実施をされているところです。

○10番（久保繁幸君）

ちょっと関連してお尋ねいたしますが、その該当者の推移はどれぐらいで進んでおりますか。（「被保険者数」と呼ぶ者あり）そうです。

○健康増進課長（田中久秋君）

太良町の場合の被保険者の推移ですけれども、平成20年度が1,803人、21年度が1,833、22年度が1,846、23年度が1,866というふうになっております。

○10番（久保繁幸君）

年々ふえてるのが、団塊の世代がこれからまだまだますますふえるんですが、今田川君も言ったように、ピーク時は幾らになります。そこまで計算、予測されておりますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

今現在61歳の方が一番多くて……。62歳ですね、62歳の方が一番多くて、174名いらっしゃいますので、これを計算すると、大体後13年、14年後ぐらいがピークになってくるのかなと考えております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第26号 平成25年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第27号

○議長（末次利男君）

日程第4．議案第27号 平成25年度太良町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（見陣泰幸君）

15ページの連番87、はり・きゅうのところで、1年間に36回としてありますけど、これは一月、飛躍した話、これを36回を月に何回、3回か、それか3カ月か4カ月で全部使うてしまってもいいのか、そこら辺の割り振りという決め方はないですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

特に、月の回数制限は設けておりませんので、年間通じて通算で36回を限度というふうにいたしております。

○9番（見陣泰幸君）

そして、この対象者はもちろん町内在住者であるかと思えますけど、町外のはり・きゅうの施設に行った場合はどういう決め方をしてありますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

今現在も嬉野市、鹿島市、太良町の広域化で実施をしておりますので、広域化を結んでいる嬉野市、鹿島市の施術所では受けられるようになっております。

○9番（見陣泰幸君）

言われた以外の町外、例えば佐賀市とか、こっちでいけば小長井とか諫早とか、そこら辺に行った場合はどうなってますか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

はり・きゅうについては、保険診療で、保険証を使った診療も医師の証明があれば可能となっておりますので、医師の証明があればそれ以外でもはり・きゅうは保険診療という形で受けられます。ただ、その医師の証明がなく、ちょっと肩の痛かけんがというふうな形で行かれるこのはり・きゅう助成を使った診療となる場合は広域化をしております嬉野市、鹿島市、太良町内の施術所というふうに限定をさせてもらっております。

以上です。

○7番（牟田則雄君）

ちょっと今、健康増進課長、この間前年の補正予算を審議するときに、大体これは前年度

までは年60回になっとったはずですよ。そして、余りにもその補正組んでせないかんごとなつたからということで、月3回までは認めましょうということで、それを根拠に36回にかわつたんだと思ってるんですよ。それが今の答弁なら、年に36回なら月には何回行ってもいいような答弁はちょっとおかしいことであって、月3回までということをはっきりこの間の補正予算のときには答弁されてるんですから、そここのところはどっちが本当か、ちょっともう一度確認したいと思います。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

平均して月3回程度、今現在も60回、24年度までは60回で、大体月5回の60回というふうなことでしております。今現在の60回も月制限は設けておりません。やはり農繁期で大分体を使われて、月5回とか6回とか行かれる方も現実あっておりますので、それを月3回に制限するともう早目にその36回分は使ってしまったって、残りが行けんやっつたつとっていうふうなことで、平均して本当はうちのほうも使っていただく、大体月3回ぐらいで使っていただきたいんですけども、そういった個人差の事情とかなんとかあるもんで、月3回までというふうに限定してしまったら使い勝手が悪いんじゃないかなということで、一応月制限は課内で庁内でも協議をしたとですけども、月制限は設けないほうがいいんじゃないかという結論になりましたので、そういうふうに決めております。

○7番（牟田則雄君）

その前の予算組む時の担当はあなたじゃなかったわけですかね。私が、確認はどうしてするのかということまで私はそのとき突っ込んで質問しとるはずですよ。そしたら、カードを各はり・きゅう院さんにカードを持たせてもらって、そこで印鑑を打って月3回は確認しますという答弁をそのときは確かに、もしテープがあつたらそれを確認していただければわかると思うんですが、それはどうやってあなたたちは確認できるとかと私がそこまで突っ込んで質問したら、各はり・きゅう院さんに太良町のカードを持っていただいて、それに印鑑を押してでも確認はとって、月3回でやっていきたいと思いますという答弁がされていると思うんですよ。そしたら、今の答えはそのときの答えと全然違う内容になるじゃないですか。もし私が間違えたことを言いよれば、もう一度巻き戻してそれを聞いてもらえばと思うんですが、そこは自分でそこまで突っ込んで確認の質問までしてその答弁をいただいたと思っておりますので、そここのところはもう一つしっかり、どっちが本当なのか。私は、自分のところの常会のときに、月に3回までしか行かれんごとなつたばいという説明はもう既にそのときすぐ帰って常会がありましたので、区の人にはそういう説明しておりますので、今の答弁がもし本当ならもう一回ここで修正してちゃんとそういうふうに決定してもらわんと、そういう曖昧なことで、この間補正のときはこう言うて、予算のときはこうということではちょっと我々も対応に困りますので、そここのところはもっとしっかり答弁をしていただきたいと思

ます。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。

前回補正のときの私のちょっと説明が不十分だったことはおわび申し上げます。補正のときには、大体月3回程度で年間36回の改正を計画しているというふうに答弁をしたつもりでございました。それで、議員さんから回数の確認はどうやってするのかというふうな質問でしたので、今現在の要綱では受診券を施術所に置いておりますので、被保険者の方が受診に行かれた場合は、その受診券に印鑑を打たれた分が月まとめでうちのほうに請求が来るので、そこで回数は確認をしているというふうに答弁したつもりでございましたけれども、ちょっと説明が不十分だったので、申しわけないと思います。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第27号 平成25年度太良町国民健康保険特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第28号

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案第28号 平成25年度太良町漁業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（久保繁幸君）

漁排供用開始からもう12年になりますかね。13年でしたから。それによって、曝気のこれは取りかえと思うんですが、これは何人槽の曝気なのか。耐用年数がこんだけ12年ぐらいでもうかえないかんようになるのか。我々からしたら物すごく高いような感じがする。これはまた入札をされたのか、その辺からお伺いいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回の曝気攪拌装置の整備事業の中にはいろんな種類がございまして、ポンプ等の取りか

え等も、また回分槽の水系の取りかえ等も含んだところでの1,200万円の工事請負費を計上いたしております。あくまでもまだこれは予算でございまして、入札等を行う予定であります。（「大体何人ぐらいですか」と呼ぶ者あり）

済みません。センター全部の曝気槽ですので、1,400人槽になっております。

○10番（久保繁幸君）

1,400人槽で、ポンプかれこれもかえないかんということで1,270万円の予算を上げておられますが、今後これがまた12年後にはこういう状態になってくるのか。今供用開始してから12年ですよ。平成13年でしたから。まだ我々とは20年もとととですよ。その辺はひよっとして使えるんやったら我々に分けていただければ使いますので。（「モーターはね」と呼ぶ者あり）モーターはまだ大丈夫と思うんですよ。我々は、まあこういう公共用の分はぐすっといくまでは我慢しんしゃらんとやっけんでしょうね。我々はぐすっといくまで使いますので、しかしまだこれは使えると思いますが、それはそれとして今こういうふうな金の使い方よっても、基金、昨年度の予算のときにはあと6億円ぐらい、平成41年か2年後にはなくなるというふうなことをおっしゃったと思います。それで、こういうふうな基金をどんどん使っていつなくなる段取りになっていきますので、値上げはいつごろにされるのか。また、今対応はどれぐらいあるのか、お伺いいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

基金につきましては、今年度で24年度末残高見込みが5億5,000万円ほどになる予定でございまして、それで、工事につきましても年度計画を行いまして、ことし、来年までがちょっと計画をいたしております。26年度まで。その工事が終わればまた15年からは大規模な改良は行わなくても済むのではないかという計画は立てております。（「接続率は」と呼ぶ者あり）

接続率につきましては、23年度末におきまして88.8やったと思いますけれども。

以上です。

○10番（久保繁幸君）

それは、88.8は23年度のときに聞いております。24年度末でどれぐらいの見込みなのか。それと今、基金5,000万円と言われたけど、5億円の間違いじゃないですか。5,000万円ですか。（「5.5」と呼ぶ者あり）5億5,000万円ですか。ああそうですか。そんならよろしいです。接続率の予定は、88.8から伸びてないですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

一応、推進は行っておりますけれども、接続率は伸びておりません。

○11番（坂口久信君）

もう接続率も伸びらん、要するにいかにして経費を抑えるかぐらいしか方法はなかわけです。実際言うて。そういう中で、今回大きな設備投資が、補修がなされるということになっておりますけども、そういうことを考えれば、あなたたちは基金の枯渇を防ぐために、いろんな合併浄化槽とかなんとかでいろいろ使いましたけれども、これに積み立てとったわけですから、その分について例えばこういう曝気にせろ何にせろそういう耐用年数がある程度来たからもうかえるとか、そういうことじゃなくして、もう壊れて、例えば壊れても1日、2日は浄化槽どうもならんですよ、はっきり言って。それで、壊れてからでも間に合うわけ。我々は、そぎゃん考えで自分のところはそういう考えでやっておりますけれども、町も耐用年数が来たけん、それはベターですよ、早よね。もう業者が言う、もうそろそろこれは耐用年数が来よっけんが、少しは故障したりなんたりしよるですよ。ああそれかえて、それがよかくさいね。する人もよかし、じききれいになってよかばってん。あいどん、そうじゃなくして、やはり壊れて、例えばモーターが1つ壊れたらモーターを1つかえるとか、ほかの部分で壊れたなら壊れたところを1つかえればそれで済むわけですよ。能力はあるわけやけんがさ。今回、例えば曝気が一番問題は多分金額的に太かと思うけんが、この機械がですよ、機械がもうどうしても使われんとかんとかというとなら我々何も言わんと思っておりますけれども、そこんにきもどうなんですかね、もう壊れてどうしても動かんけんがかえてくださいよというとなのか、もう耐用年数が来たけんちょっとお願いしますというのか、その辺の答弁をお願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回の取りかえにつきましても、業者が入っておりますけれども、業者に点検させて、もうかえどきが来ております、議員さん言われるようなことを言われております。それで、本当にそういうことがあるのかということで、写真等、我々も現場に行って、それで業者委託をしております清掃業者のほうにもそういったところを入れたところで協議しながら、もうやっぱり取りかえ時期が来てるんじゃないかというような結論をもって今回取りかえるような状況になっております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

そういうふうですね、業者から言われて、あなたたちも検査をして、見ればやっぱりさびくれたりなんかしたりして、そりゃびしゃっともとの新品にはならんわけやけんね。あいどん、そこにいけばやっぱり将来的なことを考えながら、1年でも2年でも、消防車もしかりじゃないですか、1年でも2年でも延ばして、やっぱりこういう機械類は大きな金がかかるわけですよ。そやけん、1年でも2年でも延ばしながらというような使い方を消防車あたりはしよるわけね。今回と同じことを今言えばまだ動きよるわけね。そして、業者から言わ

れて、そうやったけん、我々も検査したけん、かえます、かえてくださいよというようなことですから、もう少し上がってきとるけんどぎゃんされんばってん、じきすつきといかんばってんさ、もうちょっと検証して、1年でも例えば延ばして、モーターが壊れたりなんちゃしたっならかえてよかじゃがね。あいどん、ほかの部分については1年でも2年でも延ばすような方向をぜひしてくださいよ。それによって、その基金にせろ何にせろ、ずっと負担を強いられんといような状況がでてくるわけですから、そやけんというて、地元の料金改定も出よっばってんが、簡単に上げられる状況じゃなかわけですね、はっきり言うて。皆さんが一番御存じでしょうが。試金石じゃ何じゃと言いながらつくって、料金改定なら多分それこそ白旗で反対になる可能性もあるわけですよ。そこんにきも考えながら、やっぱり今度は自分たちのほうで延ばして、基金が幾らかでも延びていくような状況をつくってもらわんと。ぜひその辺については、今回出とっけんがどがんするのか。じゃあ、かえますよというのか、1年でも2年でも見て考えますというのか、答弁をお願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回10項目ぐらいの機器の取りかえを計画しておりましたので、この中身につきましてはまた再度精査しながら取りかえる部分は取りかえる、取りかえないであとどれぐらいかもてるかということ再度協議しまして、それで入札を行いたいと思います。

以上です。

○11番（坂口久信君）

この施設については、例えば経済建設あたりが視察研修してその場所を見て、どういう判断してよかですかね。どがんなつとるのか、状況をですよ。そして、やっぱりかえんばいかんやったらかえんばいかん。あいどん、延ばすとは延ばすというような結論に達するのか、ぜひこれは一応そういう視察をして我々も検証してみたかと思しますので、その辺についてはぜひ今課長が言われるように、そういうかえ方をしていただくようお願いをいたします。

○10番（久保繁幸君）

今、坂口議員いろいろいい案をおっしゃいましたが、我々がやっている旅館組合の温泉のポンプかれこれなんです、その件をちょっと提案、提案だけなんです、こういうポンプ、曝気は温泉で要りませんが、ポンプ、水中ポンプ、かれこれいろいろございしますが、かえおきをしておきます、かえおき。ポンプ、水中ポンプかれこれ。それで、壊れたときにすぐかえるという方法を私どもはとっております。そういう方法も一理あるのではないかという提案をいたしておきます。答えは要りません。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第28号 平成25年度太良町漁業集落排水特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第29号

○議長（末次利男君）

日程第6. 議案第29号 平成25年度太良町簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

簡水の問題については、もうこの前も決算のときもいろいろ言いましたけども、その対応は常時していくというようなことですが、伊福の問題について再度ちょっとだけ聞いて質問したいと思いますけども、どのように対応、その予算の範囲内で徐々にやっていくのか。スピードを速めてやっていくのかについて質問をいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

伊福地区の改良工事につきましてですけれども、決算時期にもどうするのかというような質問を受けておりますけれども、今年度にもまた伊福地区に200万円ほどの予算をつけていただきますけれども、その中で配水池、水源地の整備の中でまた配水管の整備のほうも考えていきたいと考えております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第29号 平成25年度太良町簡易水道特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第30号

○議長（末次利男君）

日程第7. 議案第30号 平成25年度太良町水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

9ページを見ていただきますと、支出のところ、動力費でモーター電力料480万円というふうになっております。これは、ここの欄だけではなくて、電気料の値上げあるいは油の値上げ等を見て予算を組んでおられるところもあれば、そうでないところもあったように見受けられますが、この電力料480万円というのは値上げを想定してのことでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

幾らか見込んだところでの計上でございます。

○3番（所賀 廣君）

この電気料あたりは特に変動がどうなるかわかりませんが、何回となく補正補正補正じやなくて、早目早目に対応していただいて、余りそう金額の変動がないような努力を今後も推移を見ながらしていただきたいと思いますが、どうですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員言われますように、電気料でございますので、そちらのほうは漏水等にもつながりますので、なるべくそちらのほうをとめるようにして、なるべくポンプ等の電力に無駄がないようにしていきたいと考えます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

水源地について、所賀さんが電気料かれこれ、所賀議員さんのほうから電気料挙がってました。あそこあたりに、敷地があれば、例えば太陽光とかそが工夫あたりはでけんのかなと。ですね。そして、電気料、石油含めて、省エネ対策含めて考えることは、場所的にどういう、水源地の場所にもよりけりですけれども、そういうところに少しずつでも太良町としてもそういうところを確保していくことはできないか、将来を見据えてですよ。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

太陽光のことだと思いますけれども、それを設置するにもやっぱり幾らかそういったことの積算等もしながら、できるできないは別にしまして研究していきたいと思っておりますので、よ

ろしくお願いします。

○11番（坂口久信君）

多分、今後取り組む事業になってくると思いますので、これは町長のやっぱりお話を聞かんことには担当課は非常に厳しいじゃなかかなと思いますので、町長、将来的にそういう対応あたりも考えていくことはできんか。

○町長（岩島正昭君）

今、現に太良町に本州のほうからの業者が2業者入っております。こういうことをやりたい、2町、多いのでは5町ぐらいの用地じゃないかということで打診を受けまして、今検討をしておる状況でございますけども、これも一つの荒廃地対策じゃないかということで、農業委員会等とも話しまして、立地条件によりますけど、南向きで、将来的にはその業者とも話したのは、学校等々の公共施設の上にもそういうふうな太陽光のパネルを設置してはどうかというようなことを今、2回ですか、3回か、業者が大阪のほうから来ていただいておるものですから、入っております。現に1カ所ある程度地権者の同意ももらっております。ある程度計画の図面も出してありますから、あとは最終的にはいつから着工という形になりますけど、おいおい太良町にも一つの誘致という形でそういうような太陽光のパネルをしていきたいと。場合によっては大型で4町、5町になりますと、……キューピクルを通して、太良町が停電になったらそれを引き込むという方法もできないかというふうなお話もやっております。

○11番（坂口久信君）

済みません、水道事業から外れて太陽光まで行ってしまいましたけれども、今回も体育館あたり、あれ丸やけんなかなかその太陽光には向かんと思いますけど、町の所有物の中で、そういうところも検証して、採算とれるようなベースがあれば、後で調べてそれをぜひ太良町も1つぐらいはやっぱりそういうのに取り組んでいただければと思います。町長お願いします。

○議長（末次利男君）

ちょっとこれは議題外ですので、答弁要りません。

○8番（川下武則君）

それで、この水道事業にあれしてですけど、中国のほうからPM2.5というのが入ってきて、幼稚園生とかなんとも外で遊ばせんごとしよっとばってんですよ、こっちのほうにも結構飛んできよるといことばってんが、貯水池あたりの管理、そういう安全基準、今テレビで盛んに言いよとばってんが、それに対して環境水道課のほうでは調査をしたりとか、やっぱり安心・安全な水を届けをするということになっていきますんで、調査をしたとか、太良町の水は安全ですとか、そういうPRもできるんじゃないかなと思ってるんですけど、そういう調査なんかなさいましたかね。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今現在では、調査等は行っておりません。それで、水道につきましても、うちの水道は直接地下水をくみ上げて、配水池へ直接入れております。それで、山間部には幾らかろ過池等がありますけれども、ろ過池にも全部屋根かけですね、全部ふたをしておりますので、現在のところは大丈夫だとは思っております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第30号 平成25年度太良町水道事業会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第31号

○議長（末次利男君）

日程第8. 議案第31号 平成25年度町立太良病院事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（所賀 廣君）

病院の10、11ページを見てみますと、入院収益、外来収益、それぞれ前年度対で減っております。これは、補正のときにも言いましたように、今年度の実績が低かったことを背景に直させたものと思いますが、普通予算あたり組むときはどうしても前向き前向きな姿勢で前年度対比を上回るような予算の組み方がいいかと思いますが、それでもかつやむを得ずこういった前年度対低い収益の予算を立てられたその背景にはどういったものがありますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

先ほど言われたように、本年度の実績を見ながらの数字にはなります。その理由として、ここ3年、上通院長にかわられてから2年、毎年毎年収益も上がってきました。現在まで上げるための施策として、院内の改革、いろんな点数の算定を上げる、そういったことをどんどんやってきて、ほとんどその辺は一段落ついていると。あと、実際患者数が減っているん

じゃないかというところもあるかもしれませんが、実際決算ベースではそこまで大きな変動はないです。しかしながら、若干減っているのは事実です。その辺を見ての予算となっております。前向きに本当にもう少しいい数字を出したいんですが、医師の確保、そういったところがやっぱりはっきりしない限りは、どうしても医者がいて初めて収入が上がるというところですので、そこがきちとはっきりしない限り、大きい予算も立てれないというのが現状です。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

これは、年度の収益予算というのを大きくしてくださいよという意味じゃなくてのことです。別にこれが減ったからといって、最終的にその収益の部で、余ってくればというか、結局幾らかでも少し黒字のほうに近づけばいいわけですし、別にこの売上収益自体を大きくしてくれという意味ではありませんので、誤解のないようにしていただきたいと思いますが、これはこれとしたときに、材料費が前年度対1億1,650万円、本年度も1億1,650万円、収益がない、患者さんの数が余り見込めない中でもこの材料費が前年度対同額というのはどういったことですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実際の患者数に比例して、完全に比例しているわけではなくて、その診療内容ですね、きのう言いましたように、実際手術の件数は減っています。そういうところにかかる材料費というのはすごく大きいです。全体の患者数は同じでもそういった大きな医療費を投入する治療であるとか、手術であるとかが減ったりふえたりすれば、そこは大きく変動してきます。

以上です。

○3番（所賀 廣君）

もう一つ伺いますが、19ページの水熱光費、ここに電気料1,389万6,000円というふうなことでなっております。これは、この庁舎内のLED化、蛍光灯をLEDにかえる予算として600万円ぐらい見ておられました。そのときには、大体年間にして140万円ぐらいの節約ができるであろうということで、これは病院側としてはそれ相当の蛍光灯がついていると思います。このLED化、5年ぐらいで取り戻すよというふうな感じではあるにしても、これはこれとして一つの節電対策として、LEDというのは考える必要があったとやなかかなというふうに思いますが、どうですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

何社か見積もり持ってこられたりしてはいますが、まだ18年度に建てて6年目ぐらいなので、大がかりなことをまだちょっと、私の考えですけど、やろうというまでは話が進まなかった

というのが現状です。節電効果はあるとは言われますけど、多分うちの場合が7年ぐらい、六、七年だったと思います。採算ベースに乗るとというのが。そういうのを聞いた中で私の考えで、今のところは予算立てまでは進んでいないところです。

○3番（所賀 廣君）

済みません。4回目になりますけど、あとは給与費の問題、今年度1,300万円ぐらいに減っておりますが、やっぱり気になりますところは、准看さんの給与費を含めた推移ですね。以前事務長が言っておられたそう一気にできませんよということもわかっておりますので、この給与費支払いの流れ、今後の見込みと、それから共済組合の件、これを脱退というのを絶対できないわけではないが、かなり困難なことですという答えを以前いただいていたと思います。この2点を共済の問題と今後の給与費の問題、流れがどんな感じになるのかをお答えください。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、あとの共済費の件です。今、ちょっとそれに関連して公営企業の会計制度が大きく50年ぶりに見直しということで、いろいろその辺もありまして、自前で退職金の分を積み立てるであるとか、そういった会計の制度が今年度いろいろなことをシミュレーションをしたりして26年度の予算から組み替えなきゃいけない。実際、バランスシート上でも資本とかそういうところが大分動いてきたりするもので、そこら辺も見計らった上でそれが落ちついた時点ではっきりさせたいと思います。で、実際今抜けるか抜けれないかというところでは、もうはっきり抜けれないというところでは言われてます。ということだったので、最初今回の議会の最初に町長から言ってもらったように、独法化も考えたというところを、そういう意味も含めまして話をしている段階です。

あと給与費の件ですけど、今年度もう既に24年度から給与改定行われています。准看の給与に関しては、3年間据え置いた後、調整額として今つけている分を減らしていくと。毎年、2分の1か、3分の1か、済みません、今はっきり覚えていないんですが、毎年その2分の1か3分の1を減らしていきながら、最終的な調整額は0にする。今のところ調整ということですから、各等級の上限に達してます、准看さんは、2級の上限です。上限になっていきますんで、もう今期は上がらないと。調整額が今つけている分が減っていくと。実際、今10名いらっしゃいますけど、今年度退職されて、あと9名残ってますけど、その方々の給与は等級が上がらない限り、等級の上がる基準もある程度決まっていますので、そういうのが上がらない限りは給与は上がっていかないというふうになってます。だから、3年据え置きということにしてますので、今年度から3年間は一応そのままですが、それ以降は実際下がっていくというふうになります。あと、給与改定の中で、本給を基本給と職種手当というふうに分けてます。今回の予算の中でも、新しく職種手当という項目をつくっているページがある

と思いますけど、病院の35ページの総括の部分の一番最後の、一番下のところですね。合計の1個手前の職種手当、そういうところに出てきているんですが、これは去年までなかったものです。ここは、20万円給料が例えばあったとしたら、本給が15万円、職種手当が5万円、そういうふうな分け方を、簡単に言えばそういうふうにしてます。何でそういうことをしてるかという、その組合に支払う本給にかかって、20万円に今までかかってきた退職手当が15万円にしかかからないと。ほかのいろんな社会法定福利費、その辺も同様です。そういったことをやって給料の調整をやっていて。そういうのがありますんで、少しずつ減ってはくるとは思います。人数的には、昨年もことしも同じような人数で予算立てしておりまして、これはやっぱりそれだけの人数がいれば、入院患者を50人ぐらいは持っていけるんじゃないかと、そういったところの期待も込めて、そこはそういった予算で上げているところです。

以上です。

○8番（川下武則君）

それで、この前もちょっと質問したんですけど、小児科の先生がいなくなるというか、週に3日程度来られるということをお聞きしておるんですけど、もうちょっと医師確保の部分でもうちょっと何とかならないもんかなと。こういう町民さんから、やっぱりどうしても特に町民さんの生命や財産を守るというかそういう部分でも非常に子供たちは特に守っていかにかいかなのでないかと思っておりますけども、そこら辺で、院長、どうですかね。何とかこうきちつとした小児科の先生をお願いできないものですかね。

○太良病院院長（上通一泰君）

答えからいいますと、現状では確保ははっきり確定はしていません。大学から週3回来ていただくようになっていますけども、当初は週2回ということだったんです。こちらで食いが下って週3回というところまでとめてもらいました。その後、来年度以降ですけども、向こう大学の立場としては、こちらに来たい、来てもいいですよと、希望者がいれば全然拒むところではないということをお答えいただいておりますので、しばらくは今までどおり、大学に何回も足を運んで、来年度以降の派遣をお願いするということになると思います。

○8番（川下武則君）

大人と違って、子供は急に発熱してみたり、急に気分が悪くしてみたり、一時を争うようなことが何分にもあるもんやけん、そこら辺も含めて切にお願いして終わります。

○7番（牟田則雄君）

ちょっと今の関連で、質問というか提案ですが、それだけちょっと医師確保が困難というときには、あの建物、町立太良病院の建物を使って、そこで小児科なら小児科を開業してもらおうというような考え方でやってもらおうというようなことはできないでしょうか。そしたら、その人は自分が独立採算制で、ほかの病院と自分で建物をつくって開業するよりも、ここで開業されたら仕事のこっちは楽だということも考えられると思うんですよ。そういういろ

いろなことを考えて太良町に医師を来てもらうというようなことをちょっと考えていただけたら、町民の人はそりゃ太良病院の先生であっても、自分が開業してる先生であっても、みんなそこにかかる、安心していけるわけですから。何かそういう斬新な考え方を持って医師確保というのは考えられないでしょうか。町長いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今、牟田議員のおっしゃったことは私も以前運営委員会の中で話したと思いますけど、どうしても医師確保ができない場合は、そういうふうな各診療科目で公募して貸せばどうかというふうなことをお話したことがございますけど、幸いにして内科の先生、……おいでになったもんだから、そういうようなことでやっていますけどね。ただ、私はそれともう一つは耳鼻咽喉科が週に何回か来ていただいているもんですから、そういうふうな週何回というのはもうそういうふうなもう少し考える時期が来ているのではないかというふうにもお話はしたことありますけどね。ただ太良町に、こういうような小さな町で、診療所も2カ所しかない、一番診療病院が大変になるのは小児科ですよ、小児科か内科。だから、今は杵藤の中で夜間の診療というののうちも加入しまして、負担金をやって、向こうに行ってもらいますが、その場合はなかなか営業がいいけんということと、もう一つは核家族分離型で、昔は親と一緒に同居しとったもんだから、ある程度お父さんたちが経験上何だかんだ一応はなさっていたんですけど、今は若い夫婦が2人で熱出たり、てんかん起こしたらばたばたする状況ですから、絶対小児科だけはまた院長と一緒にあって、再度佐賀医大のほうに派遣依頼等々行きたいと思います。これは太良町一大のことですから、議会の議長も一緒に同行していただいて、場合によっては数で決めようかなというようなことを思っております。

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

討論ないので、採決します。

議案第31号 平成25年度町立太良病院事業会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時9分 再開

○議長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第9 閉会中の付託事件について

○議長（末次利男君）

日程第9. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付しております別紙付託申出書どおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（末次利男君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 議案上程

○議長（末次利男君）

追加日程第1. 議案の上程。町長の提案の議案第32号を上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

議案第32号は、教育委員会委員の任命についてでございます。本案は現教育委員会委員の山口保彦氏の任期が平成25年3月31日をもって任期満了となりますので、再度山口保彦氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、太良町大字大浦乙2018番地。氏名、山口保彦。生年月日、昭和21年2月7日。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（末次利男君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第2 議案第32号

○議長（末次利男君）

追加日程第2. 議案第32号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。

議案第32号 教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

追加日程第3 発議第1号

○議長（末次利男君）

追加日程第3. 発議第1号 太良町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

お諮りします。発議第1号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

発議第1号 太良町議会基本条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

追加日程第4 発議第2号

○議長（末次利男君）

追加日程第4. 発議第2号 太良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りします。発議第2号につきましても、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

発議第2号 太良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

追加日程第5 発議第3号

○議長（末次利男君）

追加日程第5. 発議第3号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

お諮りします。発議第3号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により提出者の説明を省略したいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

発議第3号 太良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（末次利男君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

この際申し上げます。

今期定例会期中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承知願います。

お諮りします。本会期中に決定されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては会議規則第43条の規定に基づきその整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

一言お礼を申し上げます。

今期定例会は、去る3月4日開会以来、本日まで11日間にわたり、議員各位には平成25年度当初予算を初め条例等36件の重要案件について、長時間熱心に調査、審議を尽くされたことに対しまして深く敬意を表します。皆様の協力によりまして全ての議案が議決されましたことを御同慶に存じます。

これもちまして平成25年第1回太良町議会定例会第1回を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時17分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 下 平 力 人

署名議員 田 川 浩

署名議員 江 口 孝 二